

# 平成30年度

指定介護保険事業者のための運営の手引き

居宅療養管理指導／

介護予防居宅療養管理指導

(歯科医師・歯科衛生士)

神奈川県 高齢福祉課

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。この手引きは作成時点でもまとめていますが、今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようしてください。

神奈川県独自の「認知症の人と家族を支えるマーク」ができました

◆コンセプト



- ・『パズルのピース』…認知症の人の記憶が欠けてしまうこと、認知症を支える人たちが、認知症の人が感じやすい不安や疎外感を埋めるピースとなることを表現
- ・『ハ 一 ト』…『あたたかい心づかいを』という意味
- ・『 N 』…認知症の頭文字

※このマークは、学校法人岩崎学園との包括協定により、横浜デジタルアーツ専門学校の学生がデザインしたもので

## 目 次

### 1 共通

1-1	介護保険法の一部改正について	1
1-2	平成30年度介護報酬改定について	4
1-3	基準条例、解釈通知の改正について	5
	(参考資料) 介護保険法の体系図	7
1-4	監査・行政処分	8
1-5	法令遵守と管理者の責務について	14
1-6	「運営の手引き」・「運営状況点検書」について	15
1-7	運営規程・重要事項説明書について	16
1-8	事業所の運営について	18
1-9	非常災害対策	23
1-10	苦情処理について	26
	(参考資料) 苦情相談窓口	27
1-11	事故発生時の対応について	28
1-12	記録の整備について	30
1-13	指定更新申請の手続きについて	30
1-14	変更届・加算届・廃止届・休止届等について	32
1-15	介護サービス情報の公表制度について	33
1-16	介護支援専門員	36
1-17	業務管理体制の整備	37
1-18	介護職員待遇改善加算	39
1-19	介護職員等による喀痰吸引等について	42
1-20	高齢者虐待の未然防止と早期発見	47
	(参考資料) 高齢者虐待相談・通報窓口(各市町村の高齢者虐待相談窓口)	50
1-21	かながわ感動介護大賞の取組み	52
1-22	(生活保護法関係資料) 生活保護法指定介護機関について	53
1-23	介護職員離職者届出制度等	55
1-24	福祉サービス第三者評価	57
1-25	かながわベスト介護セレクト20と優良介護サービス事業所「かながわ認証」	59
1-26	神奈川介護賞、かながわ福祉みらい賞及び神奈川県社会福祉関係者等表彰について	61
1-27	若年性認知症支援コーディネーター配置について	62
1-28	認知症リスクの軽減が期待される取組～コグニサイズ～	63
1-29	神奈川県消費生活課からのお知らせ	64

## 2 居宅療養管理指導（歯科医師／歯科衛生士）

### 歯科医師

I 介護報酬算定上の留意点について	76
(1) 居宅療養管理指導の内容	76
(2) 居宅でのサービス提供	76
(3) 情報提供及び指導又は助言の方法	76
(4) 算定上のルール	77
(5) 単一建物居住者に対して行う場合	78
(6) 医療保険との調整	79
(7) 特別地域における加算	79
(8) 中山間地域等における小規模事業所に対する加算	79
(9) 中山間地域等居住者へのサービス提供に対する加算	80
II 基準条例について	80
III 運営基準について	81
(1) 内容及び手続の説明及び同意	81
(2) 提供拒否の禁止	82
(3) サービス提供困難時の対応	82
(4) 受給資格等の確認	82
(5) 要介護認定の申請に係る援助	82
(6) 心身の状況等の把握	83
(7) 居宅介護支援事業者等との連携	83
(8) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	83
(9) 身分を証する書類の携行	83
(10) サービスの提供の記録	83
(11) 利用料等の受領	83
(12) 保険給付の請求のための証明書の交付	84
(13) 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針	84
(14) 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針	84
(15) 利用者に関する市町村への通知	84
(16) 管理者の責務	85
(17) 運営規程	85

(18)	勤務体制の確保等	85
(19)	衛生管理等	85
(20)	掲示	85
(21)	秘密保持等	86
(22)	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	86
(23)	苦情処理	86
(24)	市町村が実施する事業への協力	87
(25)	事故発生時の対応	87
(26)	会計の区分	87
(27)	記録の整備	87
IV	人員基準、設備基準について	88
●	個人情報保護について	89

## 歯科衛生士

I	介護報酬算定上の留意点について	90
(1)	居宅療養管理指導の内容	90
(2)	居宅でのサービス提供	90
(3)	サービス提供のプロセス	90
(4)	管理指導計画	91
(5)	サービス提供にあたっての留意点	91
(6)	算定上のルール	91
(7)	同一建物居住者に対して行う場合	92
(8)	特別地域における加算	93
(9)	中山間地域等における小規模事業所に対する加算	93
(10)	中山間地域等居住者へのサービス提供に対する加算	93
II	基準条例の制定について	94
III	運営基準について	95
(1)	内容及び手続の説明及び同意	95
(2)	提供拒否の禁止	95
(3)	サービス提供困難時の対応	96
(4)	受給資格等の確認	96
(5)	要介護認定の申請に係る援助	96
(6)	心身の状況等の把握	96

( 7 )	居宅介護支援事業者との連携	96
( 8 )	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	96
( 9 )	身分を証する書類の携行	97
(1 0)	サービスの提供の記録	97
(1 1)	利用料等の受領	97
(1 2)	保険給付の請求のための証明書の交付	97
(1 3)	指定居宅療養管理指導の基本取扱方針	98
(1 4)	指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針	98
(1 5)	利用者に関する市町村への通知	98
(1 6)	管理者の責務	98
(1 7)	運営規程	98
(1 8)	勤務体制の確保等	99
(1 9)	衛生管理等	99
(2 0)	掲示	99
(2 1)	秘密保持等	99
(2 2)	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	99
(2 3)	苦情処理	100
(2 4)	市町村が実施する事業への協力	100
(2 5)	事故発生時の対応	100
(2 6)	会計の区分	100
(2 7)	記録の整備	101
IV	人員基準、設備基準について	101
●	個人情報保護について	102

## 1 平成29年介護保険法一部改正について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)(以下「改正法」という。)が、平成29年6月2日に公布され、介護保険法の一部が改正されました。

医療介護総合確保推進法は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりです。

### 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の介護保険法の一部改正部分の概要

#### 1 国及び地方公共団体の責務に関する事項

国及び地方公共団体は、介護サービスに関する施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければならないものとする。(平成30年4月1日施行:介護保険法第5条第4項関係)

#### 2 認知症に関する施策の総合的な推進等に関する事項

- (1) 国及び地方公共団体は、認知症に対する国民の关心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第5条の2第1項関係)
- (2) 国及び地方公表団体は、認知症である者の心身の特性に応じたリハビリテーション及び認知症である者を現に介護する者の支援その他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第5条の2第2項関係)
- (3) 国及び地方公表団体は、認知症に関する施策を総合的に推進するに当たっては、認知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するよう努めなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第5条の2第3項関係)

#### 3 介護医療院の創設に関する事項

- (1) 介護医療院等の定義

「介護医療院」とは、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、(3)の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいうものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第8条第29項関係)

- (2) 施設サービスへの追加

施設サービスに介護医療院を追加し、介護医療院サービスを受けたときは、施設介護

サービス費を支給するものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第8条第26項及び第48条関係)

(3) 開設許可

介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第10条関係)

(4) 介護医療院の管理

介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第109条関係)

(5) 介護医療院の基準

ア 介護医療院の開設者は、介護医療院の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、自らサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常にサービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するよう努めなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第110条関係)

イ 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第111条第1項関係)

ウ 介護医療院は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の従業者を有しなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第111条第2項関係)

エ (イ)及び(ウ)のほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定めることとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第111条第3項関係)

(6) 設備の使用制限等

都道府県知事は、介護医療院が、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、開設者に対し、その使用を制限等することができるものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第114条の3関係)

(7) 介護医療院に関する経過措置

この法律の施行の日の前において現に病院又は診療所を開設しており、その名称中に病院等に類する文字を用いている者が、当該病院若しくは診療所を廃止し、又はその病床数を減少させて介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いること等の要件に該当するものである間は、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字を引き続き用いることができるものとすること。(改正法附則第14条関係)

#### 4 利用者負担の見直しに関する事項

介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の30とすること。(平成30年8月1日施行:介護保険法第49条の2及び第59条の2関係)

## **5 居宅サービス等への市町村長の関与に関する事項**

市町村長は、都道府県知事の行う居宅サービス及び介護予防サービスの指定について、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から意見を申し出ることができるものとし、都道府県知事は、その意見を勘案して、指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができるものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第70条及び第115条の2関係)

## **6 共生型居宅サービス事業者等に係る特例に関する事項**

訪問介護、通所介護等の居宅サービス等に係る事業所について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の指定(当該申請に係る居宅サービス等の種類に応当する種類の障害児通所支援に係るものに限る。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の指定(当該申請に係る居宅サービス等の種類に応当する種類の障害福祉サービスに係るものに限る。)を受けている者から指定の申請があつた場合において、都道府県又は市町村の条例で別途定める基準を満たしているときは、当該基準に従わなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第72条の2関係)

## **7 地域密着型通所介護に係る指定に関する事項**

地域密着型通所介護等の地域密着型サービスに係る指定の申請があつた場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業所が市町村の区域にある場合等に該当し、かつ、当該市町村の長が、当該市町村における地域密着型通所介護等の地域密着型サービスの種類ごとの量が、市町村介護保険事業計画において定める見込量に既に達している等の場合に該当すると認めるとときは、指定をしないことができるものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第78条の2第6項関係)

## **8 有料老人ホームに係る指定の取消し等に関する事項**

市町村長は、都道府県知事から有料老人ホームの設置者に対して事業の制限又は停止を命じた旨の通知を受けたときは、指定地域密着型サービス事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第78条の10関係)

## **9 都道府県による市町村に対する支援等に関する事項**

- (1) 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業等の事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができるものとし、当該事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第115条の45の10第1項及び第2項関係)
- (2) 都道府県は、介護予防・日常生活支援総合事業等の事業に関し、情報の提供その他市町村に対する支援に努めるものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第115条の45の10第3項関係)

## **10 地域包括支援センターの機能強化に関する事項**

市町村等は、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第115条の46関係)

平成30年度介護報酬改定については、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上及び介護サービスの適正化・重症化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保などを基本的な考え方として、各サービスの報酬・基準についての見直しが行われました。

## 1 平成30年度介護報酬改定の概要

### (1) 地域包括ケアシステムの推進

重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

### (2) 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重症化防止に資する質の高い介護サービスを実現

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重症化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

### (3) 多様な人材の確保と生産性の向上

人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の推進
- 定期巡回サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

#### (4)介護サービスの適正化・重症化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

※介護報酬改定の詳細は以下に記載されています。必ずご確認ください。

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

—ライブラリ(書式／申請)－18. 平成30年度介護保険制度改正・報酬改定

### 1－3 基準条例、解釈通知の改正について

#### 1 基準条例の制定

##### (1) 基準条例

介護保険法の規定に基づく介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令で定める基準を基本としつつ、各自治体が条例で定めることとされ、神奈川県では次に掲げる条例が制定されています。

神奈川県が所管する介護保険事業者・介護保険施設は、これらの条例に定められた基準に従って、事業を実施しなければなりません。

##### 【平成25年4月1日施行分】

- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第14号）
- 2 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号）
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）
- 4 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第17号）
- 5 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）
- 6 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）
- 7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）
- 8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）

### 【平成30年4月1日施行分】

9 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
(平成30年神奈川県条例第46号)

### 【介護医療院に係る基準条例の掲載場所】

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブラリ (書式／通知)

→ 7. 条例・解釈通知等

→高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について (H30.4.1)

### (2) 基準条例施行規則

各基準条例に定める規定のうち一部については、規則に委任されています。

### 【介護医療院に係る基準条例施行規則の掲載場所】

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブラリ (書式／通知)

→ 7. 条例・解釈通知等

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=9>

→高齢福祉分野における施設基準条例施行規則等の公布について  
(H30.4.1)

### (3) 解釈通知

条例・規則で定められた基準の趣旨及び内容については、条例・規則とは別に通知が発出されています。

## 2 基準条例等の改正

- 介護保険法の規定に基づき、各基準省令が改正されたことに伴い、各基準条例・基準条例施行規則・解釈通知が平成30年4月1日付で改正されています。
- 平成30年4月1日以降は、改正後の基準条例等の規定に従って、適正に事業を実施しなければなりません。
- 改正の内容については、次の場所に掲載されている文書を確認してください。

### 【基準条例等の掲載場所】

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブラリ (書式／通知)

→ 7. 条例・解釈通知等

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=9>

→高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について (H30.4.1)

→高齢福祉分野における施設基準条例施行規則等の公布について (H30.4.1)

→高齢福祉分野における施設基準条例等に関する解釈通知について (H30.4.1)

(参考資料) 介護保険法の体系図

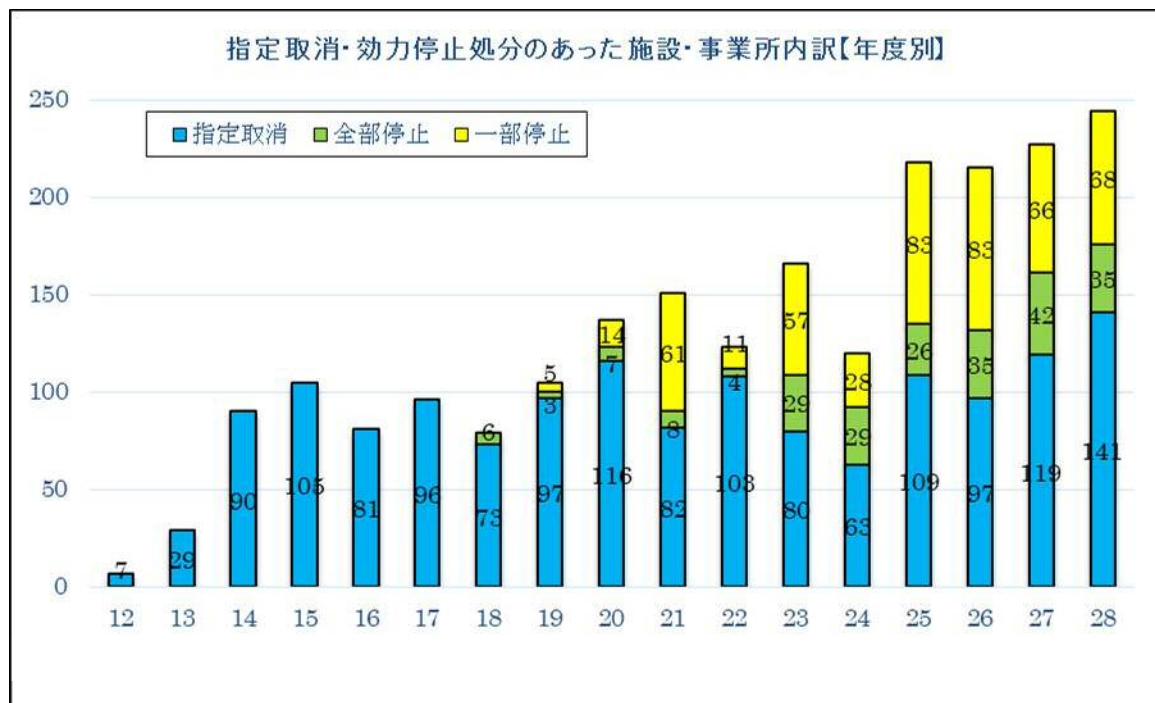
介 護 保 險 法			介護保険法施行令 介護保険法施行規則
<b>1 指定関係</b>			
サ ー 居 ビ 宅 ス	基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第20号
	解釈通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
施 設 サ ー ビ ス	介護老人 福祉施設	基準 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 解釈通知 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等について	H25 神奈川県条例第17号 H25.3.29 高施第336号
	介護老人 保健施設	基準 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 解釈通知 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等について	H25 神奈川県条例第18号 H25.3.29 高施第336号
	介護療養型 医療施設	基準 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 解釈通知 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等について	H25 神奈川県条例第19号 H25.3.29 高施第336号
	介護医療院	基準 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	H30 神奈川県条例第46号
サ ー 介 護 ビ 予 防 ス	基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第21号
	解釈通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
<b>2 介護報酬関係</b>			
居 宅 サ ー ビ ス	基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第19号
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第36号
		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第40号
サ ー 施 設 ス	基準	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第21号
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第40号
サ ー 介 護 ビ 予 防 ス	基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H18 厚生労働省告示第127号
	解釈通知	「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について	H18 老計発0317001 H18 老振発0317001 H18 老老発0317001
そ の 他 報 酬 関 係	厚生労働大臣が定める一単位の単価		H27 厚生労働省告示第93号
	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等		H27 厚生労働省告示第94号
	厚生労働大臣が定める基準		H27 厚生労働省告示第95号
	厚生労働大臣が定める施設基準		H27 厚生労働省告示第96号
	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法		H12 厚生省告示第27号
	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準		H12 厚生省告示第29号
	厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数		H18 厚生労働省告示第165号
	その他 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて		H12 老企第54号

## 1 厚生労働省調査結果

## (1) 増加する介護サービス事業所の指定取消・効力停止処分

厚生労働省の「介護サービス事業所に対する指導・監査結果の状況及び介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・確認検査の状況」によると、平成12年度の介護保険制度導入から平成28年度までの17年間における指定取消・効力の停止処分を受けた事業所数は2,188事業所に上っています。平成28年度に処分を受けたのは244事業所であり、過去最悪でありました。

内訳は、指定取消141事業所、一部停止68事業所、全部停止35事業所となっており、指定取消は、最も重い行政処分で、介護サービス事業所としての指定が取り消され、介護報酬を一切請求できない状態になります。次に重いのは全部取消で、一定期間介護保険に関する権利の全部を行使できなくなります。一部停止は、行政庁（指定権者）が指定した一部の効力が停止となる処分のことです。具体的には、「6か月間の新規利用者の受け入れ停止」や「介護報酬請求の上限を7割に設定（介護報酬の30%減）」などが挙げられます。



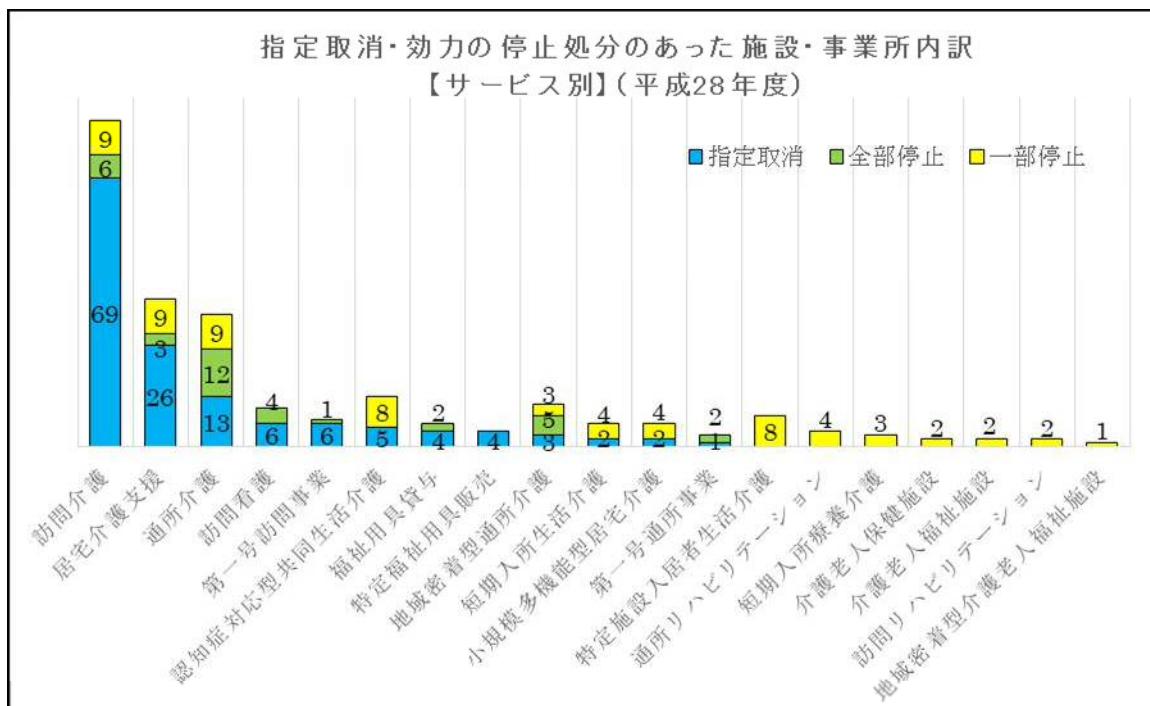
## (2) 指定取消・効力の停止事由の状況

主な指定取消事由は、多い順に「不正請求（59.6%）」、「虚偽報告（25.5%）」、「法令違反（25.5%）」、「虚偽申請（23.4%）」、「運営基準違反（22.0%）」、「人員基準違反（14.9%）」、「虚偽答弁（9.9%）」となっています。

ここ近年は、指定取消事由及び効力の停止事由ともに、「不正請求」が最も多くなっています。

### (3) 指定取消を受けた最も多い介護サービスは訪問介護

○指定取消・効力の停止処分を受けた介護サービス事業所をサービス別に見た場合、訪問介護 84 事業所、居宅介護支援 38 事業所、通所介護 34 事業所であり、この3業態で全体の 64% を占めています。訪問介護ではそのサービスでの処分全体の 82% (69 事業所) が指定取消処分となっています。



指定取消事由の状況（訪問介護事業所）	件数
介護給付費の要求に関して不正があった	33
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	12
設備及び運営に関する基準に従って適切な運営ができなくなった	11
不正の手段により指定を受けた	8
人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	6
介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	5
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	2
要介護者的人格を尊重する義務に違反した	1
その他	5

出典：厚生労働省

○訪問介護事業所の指定取消事由を見ると、「不正請求」33 件、「虚偽報告」12 件、「運営基準違反」11 件、「虚偽申請」8 件、「人員基準違反」6 件、「法令違反」5 件となっています。

## 2 神奈川県内の状況

### (1) 情報提供

○平成29年度に、県に寄せられた介護保険に関する苦情・通報等の情報については、市町村等からの任意の情報提供、監査依頼も含めて23件であり、そのほとんどが従業員（元従業員含む）や市町村等公的機関から直接県に寄せられている。介護サービスで見ると「訪問介護」に対する情報提供が多くなっている。

#### 【情報提供受付件数】

区分・年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
県に直接寄せられた情報提供	21	23	18
県国保連から県への情報提供	0	1	0
県内市町村から県への情報提供	10	9	1
その他の機関から県への情報提供	4	0	4
合 計	35	33	23

#### 【情報提供者別の件数】

区分・年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者（家族・知人を含む）からの情報提供	9	2	4
従業員（元従業員を含む）情報提供	15	13	7
市町村等公的機関からの情報提供	4	14	5
その他	7	4	7
合 計	35	33	23

#### 【事業所等のサービス種別件数】

区分・年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス事業者	23	25	13
訪問介護	6	8	7
通所介護	7	4	1
特定施設入居者生活介護	4	6	0
その他	6	7	5
居宅介護支援事業者	5	3	5
介護保険施設	7	5	5
介護老人福祉施設	6	5	5
介護老人保健施設	1	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0
合 計	35	33	23

## (2) 監査の契機

○情報提供の情報を元に平成29年度は12件（新規分）の監査を実施した。

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
情 報	利用者（家族、知人等）からの情報		6	0	3
	従業員（元従業員）からの情報		18	16	0
	市町村等公的機関からの情報		1	1	0
	監査等から得た情報その他の情報		0	3	6
小計			25	20	9
通 知	指導担当課（所）からの通知		2	4	0
	市町村からの通知		0	9	3
	小計		2	13	3
合計			27	33	12

## (3) 監査の実施件数

○平成29年度においては、20件（新規分としては12件）の監査を実施し、結果は「指定取消」3件、「効力停止」2件、「改善勧告」11件、「文書通知」4件となっている。

	実施 件数	結果通知件数							継続
		前年度か らの継続	計	指定 取消	効力 停止	命令	改善 勧告	文書 通知	
平成29年度	20	8	20	3	2	0	11	4	0
平成28年度	35	2	27	2	0	0	18	2	5
平成27年度	45	18	43	0	0	0	17	8	18
									2

○介護サービスごとに見た場合、監査実施件数が多かったのは、「介護老人福祉施設」、「短期入所者生活介護」となっている。

### 【平成29年度の介護サービスごとの監査実施状況】

	実施 件数	結果通知件数							継続
		前年度か らの継続	計	指定 取消	効力 停止	命令	改善 勧告	文書 通知	
介 護 予 防 以 外	居宅介護支援	2	1	2	1			1	
	訪問介護	1	1	1	1				
	訪問看護	1	1	1		1			
	短期入所生活介護	5	1	5			4	1	
	介護老人福祉施設	5	1	5			4	1	
	計	14	5	14	2	1	8	3	
介 護 予 防	訪問介護	1	1	1	1				
	訪問看護	1	1	1		1			
	短期入所生活介護	4	1	4			3	1	
	計	6	3	6	1	1	3	1	
	合計	20	8	20	3	2	11	4	

#### (4) 神奈川県の処分事例

##### ○処分の要件

事業所指定後、以下の事由に該当する場合には指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止することがあります。

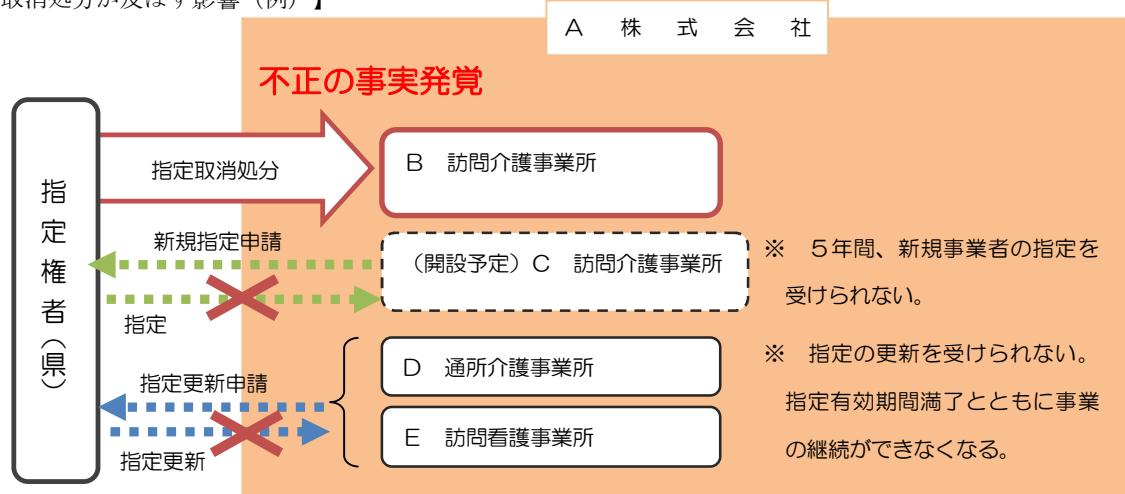
- ① 法人又は法人の役員について、禁錮以上の刑又は介護保険法を含む国民の保健医療・福祉に関する法律、労働に関する法律で罰金の刑に処せられた時。
- ② 指定を行うに当たって付された条件に違反した時。
- ③ 条例で定める人員配置基準を満たすことができなくなった時。
- ④ 条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正なサービスの事業の運営をすることができなくなった時。
- ⑤ 介護保険法等を遵守し、要介護者等のため忠実に職務を遂行する義務に違反した時。
- ⑥ 介護サービス費の請求に関し不正があった時。
- ⑦ 県知事からの報告又は、帳簿書類の提出・提示命令に従わず、又は虚偽の報告をした時。
- ⑧ 県知事からの出頭要求・質問に対する答弁に拒否し、質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査の拒否・妨害・忌避をした時。
- ⑨ 不正の手段により指定を受けた時。
- ⑩ 介護保険法を含む法律やこれらに基づく命令・処分に違反した時。
- ⑪ 介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした時。
- ⑫ 役員のうち、5年以内に介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者がいる時。

##### ○指定取消の効果

該当事業所の指定が取り消されたときは、その事業所の事業が継続できなくなるだけではなく、事業者に対して、次の介護保険法上の制限がかかります。

- ・ 指定の取消処分を受けた法人は、指定の欠格事由に該当するので、当該法人は、5年間新たに指定を受けることができません。
- ・ 複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するので、傘下の介護サービス事業所が連座して5年間指定の更新を受けることができなくなります。

##### 【指定取消処分が及ぼす影響（例）】



○処分事例

訪問介護事業所の指定取消事例

【処分理由】

- ・ 職員が勤務していない日時に、当該職員がサービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護報酬を請求した。 (不正請求)
- ・ 同一職員が、同一日の同一時間帯に複数の利用者にサービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護報酬を請求した。 (不正請求)
- ・ 介護職員待遇改善加算を請求・受領したにもかかわらず、従業員に支給していなかった。  
(不正請求)
- ・ 監査における質問事項に対し回答しなかった。 (答弁忌避)

居着介護支援事業所の指定取消事例

【処分理由】

- ・ モニタリングを実施していなかった。 (運営基準違反)
- ・ アセスメントの記録、サービス担当者会議の記録、モニタリングの記録を作成していなかった。 (運営基準違反)
- ・ 監査において指摘された事項について、改善した旨の報告を行っておきながら、実際にはその後から改善していなかった。 (運営基準違反)
- ・ モニタリングの未実施等について、介護報酬を減額することなく請求した。 (不正請求)

処分年度	サービス種別	処分内容等	処分理由
平成 25 年度	通所介護 (介護予防含む)	指定の効力の一部停止 (新規利用者へのサービス提供の停止6ヶ月)	虚偽申請 不正請求
	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	虚偽報告 不正請求
	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	人員基準違反 不正請求
	居宅介護支援	指定の効力の一部停止 (新規利用者へのサービス提供の停止3ヶ月)	人員基準違反 不正請求
平成 26 年度	通所介護 (介護予防含む)	指定取消	虚偽申請 虚偽報告 虚偽答弁
平成 28 年度	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	虚偽申請 不正請求
平成 29 年度	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	不正請求 答弁忌避
	訪問看護 (介護予防含む)	指定の効力の全部停止 (3ヶ月)	虚偽報告 不正請求
	居宅介護支援	指定取消	運営基準違反 不正請求

## 1 法令遵守

介護保険事業を運営するにあたって、人員基準・設備基準・運営基準等、様々な基準が定められており、介護保険指定事業者は、人員基準や設備基準を満たし、運営基準に沿った事業運営をすることを前提に、指定（開設許可）を受けています。よって、基準を満たさない場合には、指定や更新を受けることができません。

「基準」は、介護保険指定事業者の行う事業がその目的を達成するために必要な最低限の基準を定めたものであり、常に満たされている必要があります。また、介護保険指定事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

基準を理解しておらず、知らないうちに基準違反の運営を行っている事業所も見受けられますので、そのような事態にならないためにも、きちんとした法令の理解が必要です

## 2 管理者の責務

### (1) 事業所内の一元的な管理

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。

サービスの実施状況の確認等を担当者に任せきりにするのではなく、管理者も確認するようにしてください。

#### ポイント(従業者の管理)

- 従業者の管理については、タイムカード等による出勤状況の確認、有資格者についての資格証等の写しの保管等により、従業者に関する記録等を整備し、勤務表を毎月作成するなど、基準に適合した勤務体制を確保するために必要な状況把握を行ってください。

### (2) 従業者への指揮命令

管理者は事業所の従業者に、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。管理者が法令を遵守することは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守っていただくよう、管理者として必要な指示を行ってください。

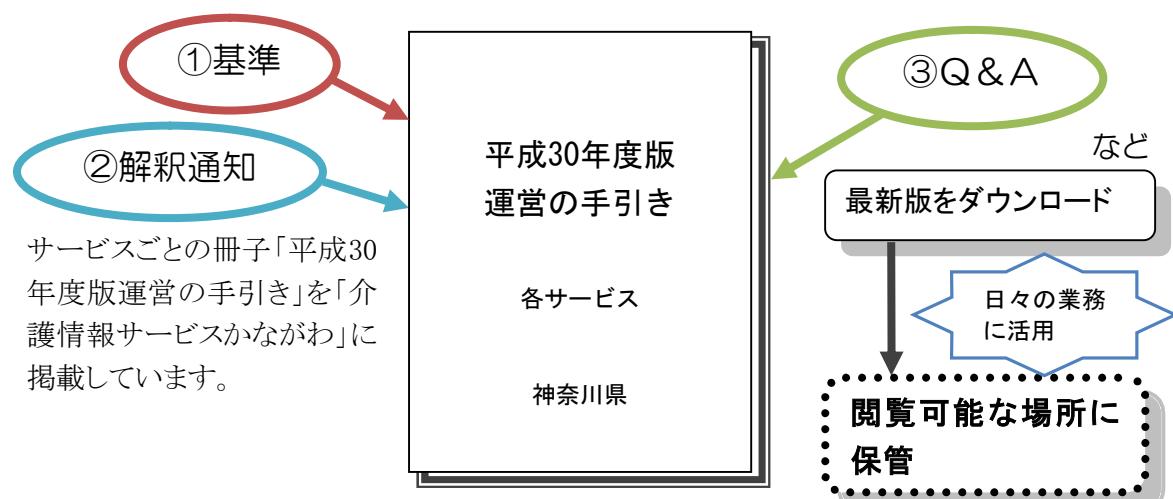
事業所内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者が直接関与していないくとも、管理者の監督責任を問われます。

管理者は常勤で管理業務に専従することが原則となっています。同一敷地内で管理業務に支障がない範囲内の兼務しか認められていませんので、たとえ同じ事業所内で他の職務との兼務でも管理業務に支障がある場合には基準違反となります。

## 1-6

## 運営の手引き・運営状況点検書

### 1 平成30年度版「運営の手引き」について

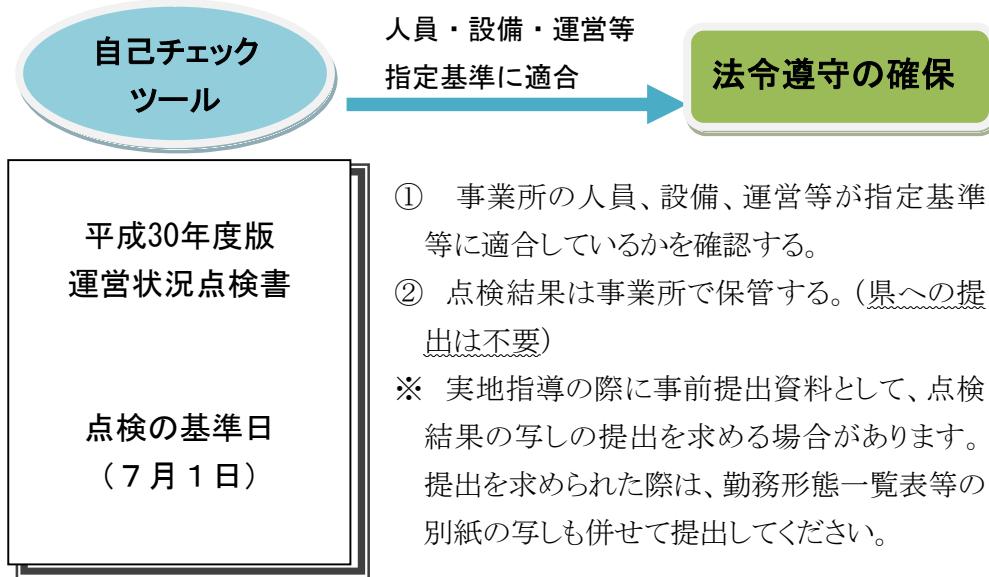


#### 【運営の手引きの掲載場所】

- 「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)  
-ライブラリ(書式/通知)  
-9. 運営状況点検書・運営の手引き  
-2. 運営の手引き  
-【各サービス】平成30年度版 運営の手引き

### 2 平成30年度版「運営状況点検書」について

※ 平成30年度版「運営状況点検書」は、7月に「介護情報サービスかながわ」へ掲載する予定です。様式の掲載については、メール配信にてお知らせします。



### 【運営状況点検書の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライプラリ(書式／通知)

－9. 運営状況点検書・運営の手引き

－1. 運営状況点検書

－【各サービス】平成30年度版 運営状況点検書(7月更新予定)

### ＜点検を行う際の留意事項＞

- 運営状況点検書を作成することが目的ではありません。事業者自ら点検を行うことにより、法令や基準等に沿った運営ができているか確認を行ってください。基準に適合しない運営を行っていた場合には、過誤調整が必要になることも想定されます。
- 点検結果を法人の法令遵守責任者に報告することにより、法人全体の業務管理体制の整備に役立ててください。
- 点検の結果、もし基準違反に該当する事項が確認された場合は…  
⇒ 速やかに是正を行ってください。  
過誤調整の要否や手続きについては、保険者に相談してください。

## 1－7

### 運営規程・重要事項説明書について

介護保険事業者は、事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程(=「運営規程」)を定めなければなりません。

また、介護保険サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書(=「重要事項説明書」)を交付して説明を行い、サービス提供開始について同意を得なければなりません。

#### 1 運営規程

- 運営規程には、事業所名称、事業所所在地のほか、事業の運営についての重要事項を規定しなければなりません。
- 記載すべき項目は運営に関する基準においてサービスごとに規定されていますので、各サービスの基準条例、解釈通知に規定されている項目の変更を確認してください。

#### ポイント

- 基準条例の解釈通知において運営規程に規定すべき項目を平成25年から追加しています。解釈通知を確認し、事業所の運営規程に新たに追加した項目が含まれていない場合は、該当項目を追加する改正を行ってください。
- 運営規程の記載事項に変更が生じたときは、その変更の都度、運営規程も修正しておく必要があります。(修正した年月日、内容を最後尾の附則に記載することで、事後に確認しやすくなります。)

## 2 重要事項説明書

### (1) 重要事項説明書に記載する項目

- 重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制等を記載する必要があり、運営規程の項目に沿った内容を記載してください。なお、記載すべきと考えられる項目として、次の例が挙げられます。
  - ア 法人、事業所の概要(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど)
  - イ 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
  - ウ サービスの内容、利用料その他の費用の額
  - エ 従業者の勤務体制(従業者の職種、員数及び職務の内容)
  - オ 通常の事業の実施地域
  - カ 緊急時等における対応方法
  - キ 苦情処理の体制  
(事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載)
  - ク その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項  
(従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応など)

#### 注意

※重要事項説明書の内容と運営規程の内容、事業所内に掲示してある内容に不一致がないようにしてください。(運営規程を修正したときは、重要事項説明書、事業所内に掲示してある内容も同様に修正してください。)

### (2) 重要事項説明書の説明・同意・交付

- 重要事項説明書を交付し説明した際には、重要事項に関する説明を受けて内容に同意することが必要となります。当該文書の交付を受けたことが確認できるよう利用申込者の署名又は押印を得ることが望ましいです。

#### 【記載例】

重要事項について文書を交付し、説明しました。

平成30年〇月〇日 管理者 神奈川 太郎 ㊞

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

平成30年〇月〇日 平塚 花子 ㊞

#### ポイント

- 記載の方法は必ずしも上記によるものではありませんが、記録等から重要事項説明書について、説明した日、説明者、交付したこと、内容に関する同意を得たことが確認できるようにしてください。
- なお、特に「サービス提供開始についての同意」は、利用申込者及びサービス事業者双方を保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容について確認を得てください。
- 料金表は、自己負担2割・3割(3割については平成30年8月から)への対応(自己負担2割用・3割用の料金表の作成、自己負担額を1割、2割、3割を記載する等)を行ってください。
- 料金表は、算定できない加算、算定の予定のない加算を削除する等、適時見直しを行ってください。

### 指導事例

- ① 重要事項説明書を交付していなかった。(交付したことが記録から確認できなかつた。)
- ② 契約書しか作成されておらず、重要事項説明書を作成していなかった。
- ③ 運営規程・重要事項説明書に最新の状況を反映していなかった。

## 1－8 事業所の運営について

### 1 勤務体制の確保等

#### (1)研修の機会の確保

- 従業者の資質の向上のため研修の機会を確保しなければなりません。(県基準条例第32条)  
※例えば採用時研修や継続研修などにおいて、研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加する機会を計画的に確保し、従業者の質の向上に努めてください。

#### (2)労働関係法令の遵守について

平成24年4月

介護保険法改正

事業者指定の欠格及び取消要件の追加

労働関係法令違反で罰金刑に処せられた者

※勤務体制の確保を図るためにには、事業者による雇用管理の取組、労働法規の遵守を徹底することが重要です。

#### <介護保険法第70条(指定居宅サービス事業者の指定)>

##### ◎第2項

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の(中略)いずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

##### ○第5号の2

申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

参考:介護保険法第79条(指定居宅介護支援事業者の指定)

介護保険法第86条(指定介護老人福祉施設の指定)

介護保険法第94条(介護老人保健施設の開設許可)

#### 【基本的な雇用管理上の問題点】

- ①就業規則(パート就業規則を含む。)を作成していない。
- ②36協定(=時間外及び休日労働に関する協定)を締結、届出せずに、時間外労働又は休日労働を行わせている。
- ③年次有給休暇を与えていない。
- ④衛生管理者又は産業医(労働者50人以上の場合)、衛生推進者(労働者10人以上50人未満の場合)を選任していない。
- ⑤健康診断を実施していない。

- 介護人材の確保・活用には、従業者の能力開発と仕事への取り組み意欲を高い水準で維持することが重要です。従業者の仕事への取り組み意欲を維持・向上するには、働きに見合った処遇、働きぶりの公正な評価、能力開発機会の提供などのほか、労働条件や労働時間、仕事の管理などに関して納得して働くことが重要です。
  - 適切な雇用管理、労働法規の遵守を徹底し、貴重な介護人材の確保・活用に努めてください。
- ※ 労働関係法令については管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。  
神奈川労働局ホームページ <http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 2 労働条件の確保・改善と労働災害防止について（神奈川労働局より）

下記を参考に労働条件の確保・改善、労働災害の防止について、適切な管理をお願いします。

### 1 労働条件の確保・改善について

県下の介護サービス事業所については、就業規則、労使協定、労働条件通知書等の基本的な労働条件の設定に関する法違反が多く、また、賃金不払残業に関する法違反も少なくない状況です。下記ホームページにリーフレット、各種様式等を掲載しておりますので、参考にしてください。

### 2 介護サービス事業者の安全衛生管理体制について

労働者（アルバイト・パートも含む）50人以上の事業場は、衛生管理者・産業医の選任、衛生委員会の開催及び所轄労働基準監督署への届出が必要です。労働者（アルバイト・パートも含む）10人以上50人未満の事業場は、衛生推進者の選任が必要です。

### 3 介護・看護作業での職員等の腰痛・転倒災害予防対策について

介護サービス事業場では、「動作の反動・無理な動作」による腰痛、「転倒」事故が多く発生しています。腰痛及び転倒災害を予防するため、作業・作業環境・健康の3つの管理と安全衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。利用者の負傷防止にもつながります。安全な介助方法のマニュアルを作成しましょう。

### 4 介護サービス現場の作業環境の改善に「中小企業労働環境向上助成金」を活用しましょう！

介護関連事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の2分の1（上限300万円）を支給します。この助成をうけるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、都道府県労働局長の認定をうける必要があります。問合先：神奈川労働局職業安定部職業対策課 Tel045-650-2801

### 5 公益財団法人介護労働安定センターでは、介護労働者に係る労務管理や助成金活用の相談や講習会を無料で行っていますので、御活用ください。Tel045-212-0015

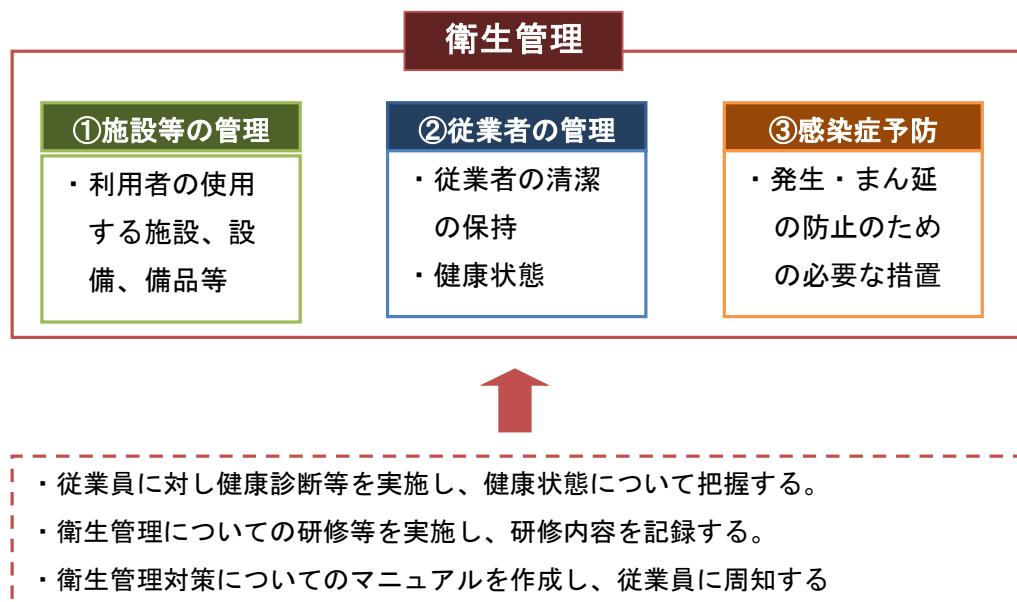
神奈川労働局のホームページにおいて、下記資料を掲載しておりますので、併せて参照願います。

([http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukijun\\_keiyaku/hourei\\_seido/\\_120133.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_120133.html))

- ・労働基準法関係リーフレット
- ・労働基準法主要様式及び記載例  
(モデル就業規則、労働条件通知書、時間外労働・休日労働に関する協定届等)
- ・安全衛生関係リーフレット
- ・安全衛生関係資料・教材
- ・介護関連の助成金

**「神奈川労働局 介護サービス」で検索してください。**

### 3 衛生管理



※厚生労働省から「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」が出されています。衛生管理対策の参考として、ご確認ください。

#### 【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」  
—ライブラリ(書式／通知)  
—11. 安全衛生管理・事故関連  
—感染症関係  
—高齢者介護施設における感染対策マニュアル(H25.3改訂版)  
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp>)

#### 4 感染症「集団発生」時の対応について

結核以外の感染症は以下の報告基準に基づき、管轄保健福祉事務所・保健所へ報告ください。

##### ■報告が必要な場合

- (1) 同一の感染症や食中毒による、またそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- (2) 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- (3) 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

##### ■報告する内容

- (1) 感染症又は食中毒が疑われる利用者的人数
- (2) 感染症又は食中毒が疑われる症状や経過
- (3) 上記の利用者への対応や施設における対応状況 等

##### ■ 保健福祉事務所及保健所(保健予防課)の連絡先一覧

機関名	電話番号	所管区域
平塚保健福祉事務所	0463 (32) 0130【代表】	平塚市、大磯町、二宮町
平塚保健福祉事務所 秦野センター	0463 (82) 1428【代表】	秦野市、伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所	0467 (24) 3900【代表】	鎌倉市、逗子市、葉山町
鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	046 (882) 6811【代表】	三浦市
小田原保健福祉事務所	0465 (32) 8000【代表】	小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	0465 (83) 5111【代表】	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町
厚木保健福祉事務所	046 (224) 1111【代表】	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
厚木保健福祉事務所 大和センター	046 (261) 2948【代表】	大和市、綾瀬市
茅ヶ崎市保健所	0467 (38) 3315【直通】	茅ヶ崎市、寒川町
藤沢市保健所	0466 (50) 3593【直通】	藤沢市

## 5 秘密保持



あらかじめ文書で同意を得ること

- ①利用者に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者の同意
- ②利用者の家族に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者の家族の同意

### 【個人情報の使用に関する同意書に記載すべきと考えられる事項】

#### ア 使用する目的

例) サービス担当者会議、居宅介護支援事業者その他の居宅サービス事業者との連絡調整等において必要な場合 など

#### イ 使用する事業者の範囲

例) 利用者が提供を受ける全ての介護保険事業者 など

#### ウ 使用する期間

例) 介護保険サービス契約の有効期間に同じ など

#### エ 使用に当たっての条件

例) 個人情報の提供は必要最小限とすること。個人情報の使用に当たっては、関係者以外の者に情報が漏れることのないようにすること。個人情報をサービス担当者会議で使用した場合には、出席者、議事内容等を記録しておくこと。 など

※ 厚生労働省から「介護保険事業者の個人情報保護法に関するガイドライン」が出されています。個人情報の範囲や取扱方法、保管方法などについてご確認ください。

### 【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライブラリ(書式／通知)

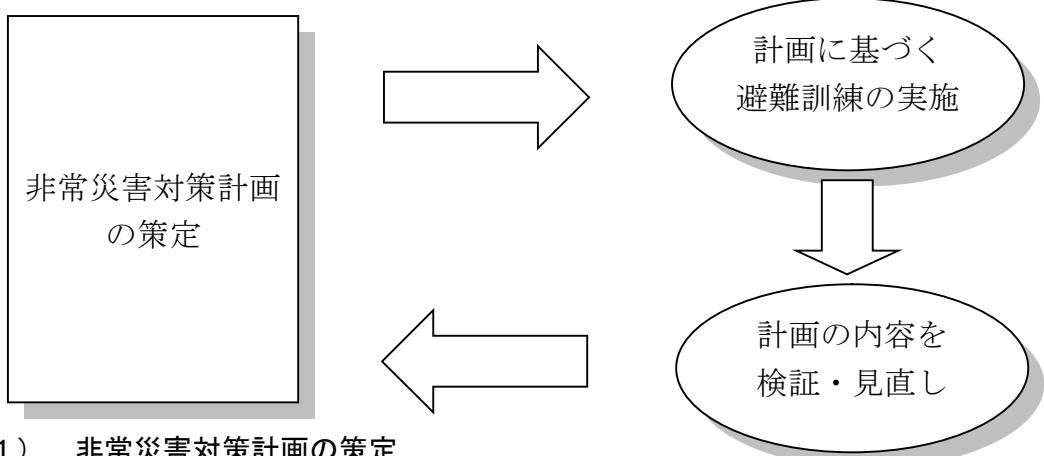
－5. 国・県の通知

－個人情報の適切な取扱いについて

－個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(H29.4.14改訂版)

平成28年8月台風第10号に伴う岩手県下閉伊郡岩泉町のグループホームの水害や平成30年1月北海道札幌市の高齢者等が多く入所する施設において発生した火災を教訓とし、介護保険施設や介護保険サービス事業所等では、自力での避難が困難な方も多く利用されていることから、水害・土砂災害を含む様々な災害に備えた十分な防災対策を講じる必要があります。

### 1 非常災害対策計画



#### (1) 非常災害対策計画の策定

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な非常災害対策計画を定めることとされています。必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありませんが、火災・水害・土砂災害・地震等地域の実情にも鑑みた災害に対処するための計画を定め、実際に災害が起こった際、利用者の安全が確保できるよう実効性のあるものとすることが重要です。

#### 【非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制等

## (2) 計画に基づいた防災対策及び避難訓練の実施

- 非常災害対策の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有してください。
- 事業所の管理者は、職員及び利用者等に対して避難場所、避難経路など災害時における対応方法を周知するとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるような有効な避難訓練を計画的に実施してください。
- 夜間の災害では一層の混乱が予測されることから、夜間における訓練も併せて実施してください。
- 海岸、湖岸、河川の近く等の津波による被害が予想される事業所においては、津波警報が発令された場合の避難場所、避難経路をあらかじめ確認し、職員等に周知してください。また、避難を速やかに行うため地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、連携先との合同訓練を実施してください。
- 訓練の実施後には非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行ってください。
- 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常時に協力してもらえるような体制づくりを行ってください。

### ◆消防計画の作成・消防訓練の実施◆

施設・居宅系サービスや通所系サービスでは、消防法の規定により、防火管理者を定め、消防計画の策定、消火・訓練の実施等が義務付けられています。計画の作成・訓練の実施にあたっては、最寄りの消防署にもご相談ください。

### ◆水防法・土砂災害防止法による避難確保計画の作成・避難訓練の義務化◆

水防法・土砂災害防止法の改正により、平成29年6月19日から浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者者利用施設（高齢者や障害者など、災害時に配慮が必要な者が利用する施設）の管理者等に対し、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけられました。

#### 【計画に盛り込む具体的な項目例】

- ・防災体制に関する事項
- ・避難の誘導に関する事項
- ・避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（記載すべき事項は、土砂災害防止法施行規則第五条の二に定められています。）

なお、非常災害対策計画を定めている場合は、既存の計画に水害・土砂災害に関する項目を追加して作成することもできます。

<非常災害対策計画等に係る参考ホームページ>

「介護情報サービスかながわ」（通称ラクラク）

ホームページアドレス <http://www.rakuraku.or.jp/>

→書式ライブラリー

→5. 国・県の通知

→【重要】社会福祉施設等の防災対策関係

## 2 消火設備等

火災防止に万全を期するよう消防計画の策定、避難訓練の実施をしていただいているところですが、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準の見直しや消防機関へ通報する火災報知機設備と自動火災報知設備の連動の義務化などに関し、消防法が改正され、平成27年4月1日から施行されています。

### 【改正の主な内容】

#### ◆スプリンクラー設備の設置基準の見直し◆

⇒火災時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(※消防法で定められた施設)において、原則として延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

#### ◆自動火災報知機設備の設置基準の見直し◆

⇒社会福祉施設等(※消防法で定められた施設)で就寝の用に供する居室を持つものに対して、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

※消防法で定められた施設は、消防法施行令(別表第1)等を参照してください。

※スプリンクラー設備・自動火災報知設備については、平成30年3月31日までが経過措置となります。未設置の場合は、設置義務について、消防署等へ確認を行ってください。

## 3 災害時被害状況確認時システム

神奈川県では、大規模地震発生時等に被害状況を迅速に確認するためのシステムを導入しました。

このシステムは、大規模地震等が発生した際、事前にメールアドレスを登録した施設等に一斉に被害状況調査メールを送信し、状況を返信していただくことにより、迅速に施設の被害状況を確認するものです。

各施設から報告された被害情報は、逐次システムに集積され、県や市町村が迅速に確認でき、的確な初動対応に活用することができます。

各事業者の皆さんには、ぜひ、このシステムに登録くださるようお願いします。

<災害時被害状況確認時システムに係る参考ホームページ>

「介護情報サービスかながわ」(通称ラクラク)

ホームページアドレス <http://www.rakuraku.or.jp/>

→書式ライブラリー

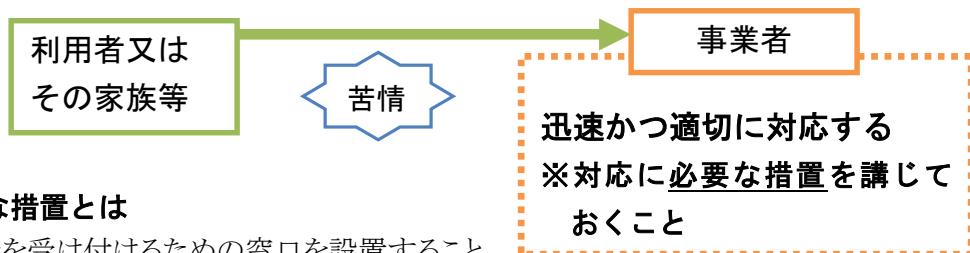
→5. 国・県の通知

→高齢者向け施設の災害時被害状況確認訓練のお知らせ

→災害時被害状況確認システム操作マニュアル

提供した介護保険サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

## 1 苦情に対応するための必要な措置



### (1) 必要な措置とは

- ① 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。
- ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかすること。
- ③ ①、②を利用者等にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書等)に記載するとともに、事業所に掲示すること。

※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要があります。

### (2) 事業所が苦情を受けた場合

利用者等からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければなりません。

### (3) 市町村又は国保連に苦情があった場合

利用者等からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに、市町村又は国保連からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行い、その内容を市町村または国保連に報告しなければなりません。

#### ポイント

- 市町村の相談窓口は、利用者等の保険者です。よって、利用者等に周知すべき市町村の相談窓口については、事業所所在地の市町村だけではなく、利用者等が居住する市町村も記載してください。
- 各市町村・国保連の相談窓口の所管部署・連絡先は、必ず最新のものに更新してください。

## 2 介護保険に関する市（区）町村、国保連の苦情・相談窓口一覧

平成30年4月1日現在

### ●政令市の窓口

市 区	担当課(係)	電話番号
横浜市(本庁)	介護事業指導課	045(671)2356
鶴見区	高齢・障害支援課	045(510)1770
神奈川区	高齢・障害支援課	045(411)7019
西 区	高齢・障害支援課	045(320)8491
中 区	高齢・障害支援課	045(224)8163
南 区	高齢・障害支援課	045(341)1138
港 南 区	高齢・障害支援課	045(847)8495
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	045(334)6394
旭 区	高齢・障害支援課	045(954)6061
磯子区	高齢・障害支援課	045(750)2494
金沢 区	高齢・障害支援課	045(788)7868
港 北 区	高齢・障害支援課	045(540)2325
緑 区	高齢・障害支援課	045(930)2315
青葉 区	高齢・障害支援課	045(978)2479
都筑 区	高齢・障害支援課	045(948)2306
戸塚 区	高齢・障害支援課	045(866)8452
栄 区	高齢・障害支援課	045(894)8547
泉 区	高齢・障害支援課	045(800)2436
瀬 谷 区	高齢・障害支援課	045(367)5714
川崎市(本庁)	介護保険課	044(200)2678
川 崎 区	高齢・障害課	044(201)3282
大師地区健康福祉ステーション	介護保険係	044(271)0161
田島地区健康福祉ステーション	介護保険係	044(322)1996
幸 区	高齢・障害課	044(556)6689
中 原 区	高齢・障害課	044(744)3136
高 津 区	高齢・障害課	044(861)3269
宮 前 区	高齢・障害課	044(856)3238
多 摩 区	高齢・障害課	044(935)3187
麻 生 区	高齢・障害課	044(965)5146
相模原市(本庁)	高齢政策課	042(707)7046

### ●その他市町村の窓口

市町村	担当課(係)	電話番号
横須賀市	介護保険課	046(822)8253
鎌倉市	高齢者いきいき課	0467(23)3000
逗子市	高齢介護課	046(873)1111
三浦市	高齢介護課	046(882)1111
葉山町	福祉課	046(876)1111
厚木市	介護福祉課	046(225)2240
大和市	介護保険課	046(260)5170
海老名市	介護保険課	046(235)4952
座間市	介護保険課	046(252)7719
綾瀬市	高齢介護課	0467(70)5636
愛川町	高齢介護課	046(285)6938
清川村	保健福祉課	046(288)3861
平塚市	介護保険課	0463(21)8790
藤沢市	介護保険課	0466(50)3527
茅ヶ崎市	高齢福祉介護課	0467(82)1111
秦野市	高齢介護課	0463(82)9616
伊勢原市	介護高齢課	0463(94)4711
寒川町	高齢介護課	0467(74)1111
大磯町	福祉課	0463(61)4100
二宮町	高齢介護課	0463(71)3311
南足柄市	高齢介護課	0465(73)8057
中井町	健康課	0465(81)5546
大井町	介護福祉課	0465(83)8011
松田町	福祉課	0465(83)1226
山北町	保険健康課	0465(75)3642
開成町	保険健康課	0465(84)0320
小田原市	高齢介護課	0465(33)1827
箱根町	福祉課	0460(85)7790
真鶴町	健康福祉課	0465(68)1131
湯河原町	介護課	0465(63)2111

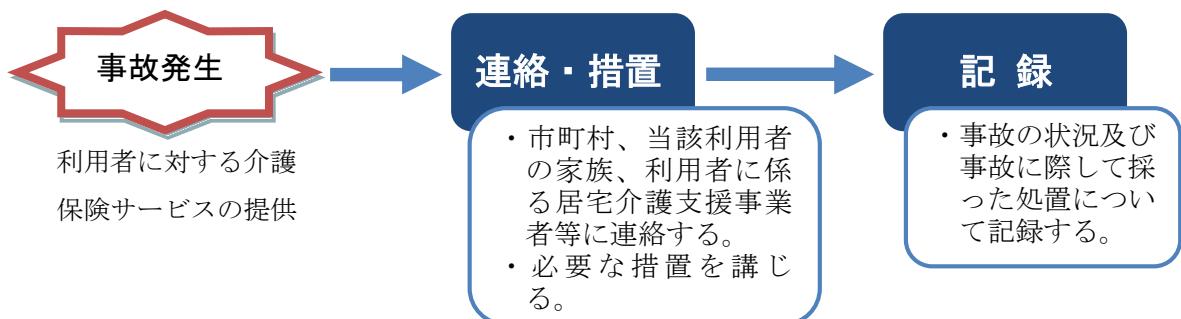
### 国民健康保険団体連合会の苦情・相談窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

〒220-0003 横浜市西区楠町27番1

TEL. 045-329-3447 TEL. 0570-022110 《苦情専用》

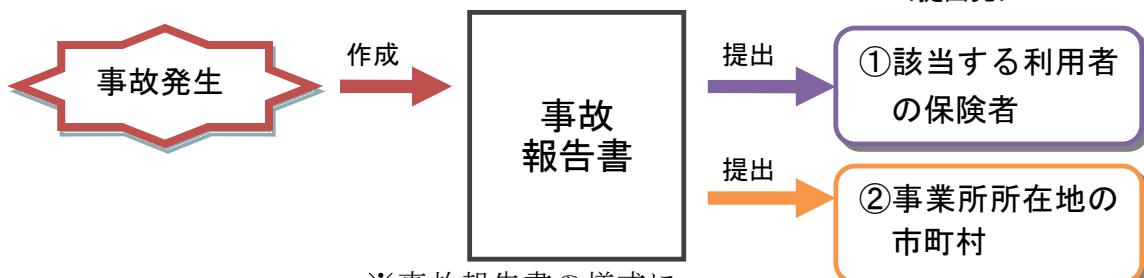
受付時間／午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）



事業所独自の判断で、事故としての扱いではなく、ヒヤリ・ハットで済ましているケース、事業所所在地の市町村への報告は行っているものの、利用者の保険者に報告していないケースが見受けられます。

## 1 事故報告書の提出について

### (1) 提出先

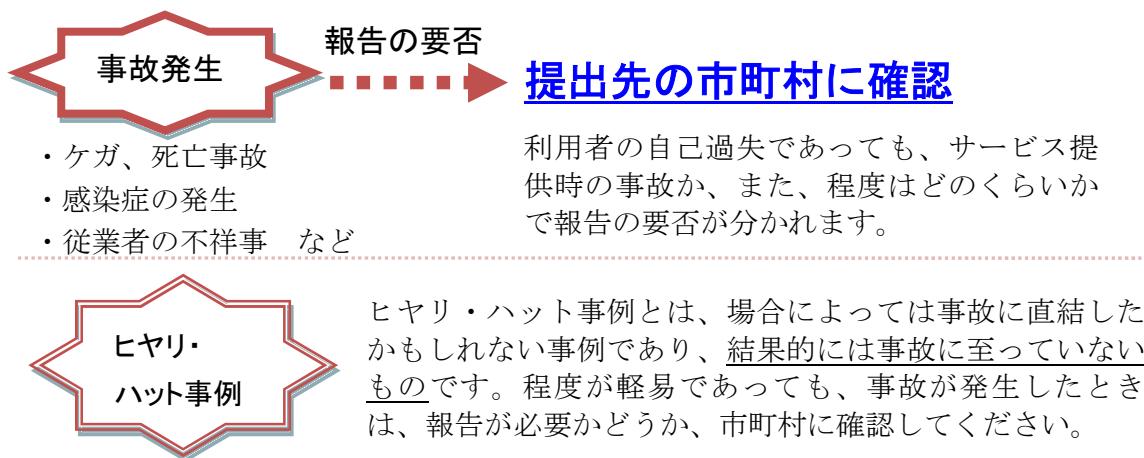


※事故報告書の様式については、各市町村にお問い合わせください。

※有料老人ホーム・介護老人保健施設の場合は、県高齢福祉課にも提出すること。

☆指定通所介護事業所等の設備を利用して、夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所の事故発生時には、保険者（事業所所在地の市町村及び利用者の住所地）へ報告が必要です。

### (2) 報告が必要な事故の範囲



※ 事故報告についての詳細については、下記に掲載されています。

(事故報告書の様式標準例も掲載されています。)

#### 【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

—ライブラリ(書式／通知)

—11. 安全衛生管理・事故関連

—事故報告

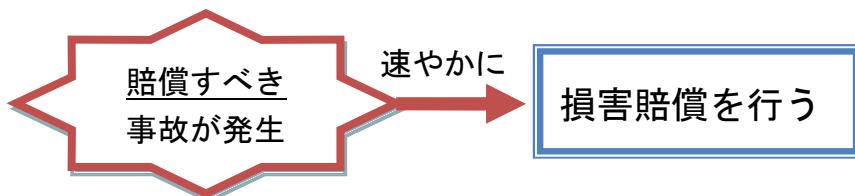
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=597&topid=22>)

## 2 事故発生時の対応について

### (1) あらかじめ対応方法を定めておくこと

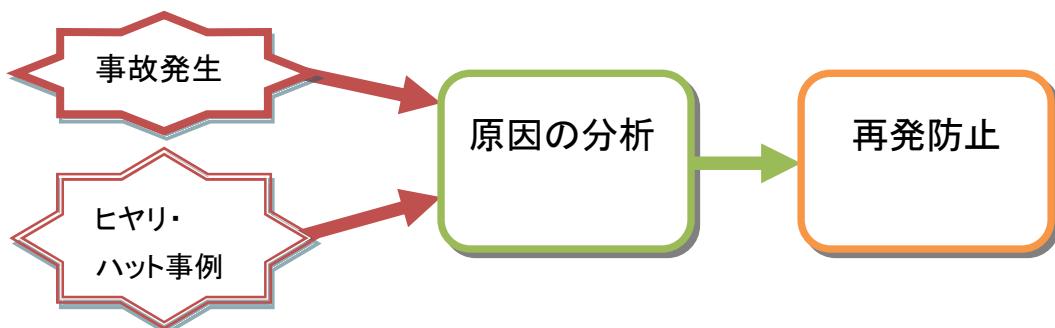


### (2) 賠償すべき事故が発生した場合



※ 賠償しなければならない事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいとされています。損害保険の内容、損害賠償の方法等についても事前に把握しておけば速やかな対応が可能となります。

### (3) 再発防止の対策



※ 事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)には、その原因を分析し、その分析結果を従業者に周知徹底するなど、再発防止の対策を講じてください。

※ 事故等の記録を利用者別ファイルのみに保管している例が見受けられますが、個別に保管するとわかりにくくなるので、一元的に情報管理することが望ましいです。

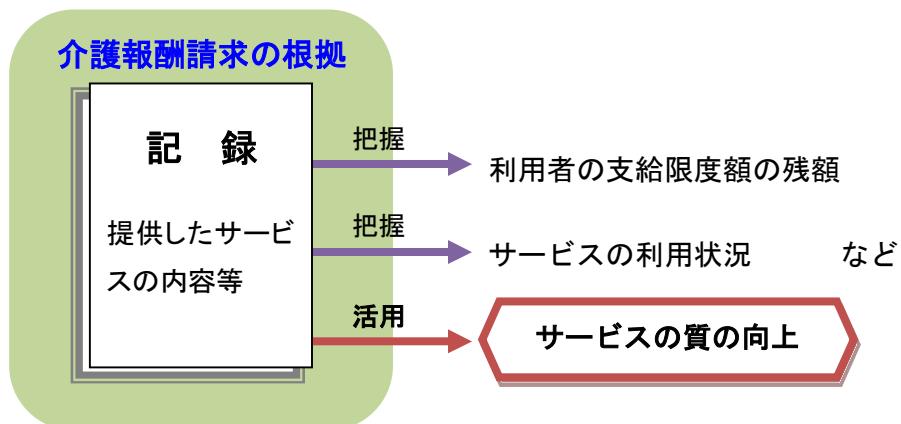
## 1－12

## 記録の整備

介護保険事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。また、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

### 1 記録の整備について

記録によりサービス提供が確認できない場合は、報酬返還になることもありますので、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供開始・終了時刻、提供内容、保険給付の額、利用者的心身の状況、その他必要な事項などを具体的に記録してください。



#### <活用事例>

- ①利用者の日々の提供記録を活用し、利用開始時からの利用者的心身の状況等の変化を把握した上で、サービス内容の評価や計画の見直しを行い、より利用者に合った適切なサービスの提供を図る。
- ②利用者等からの苦情の内容等の記録、事故の状況等の記録を従業者の研修資料として活用し、同様の苦情や事故の再発防止を図る。

## 1－13

## 指定更新申請の手続き

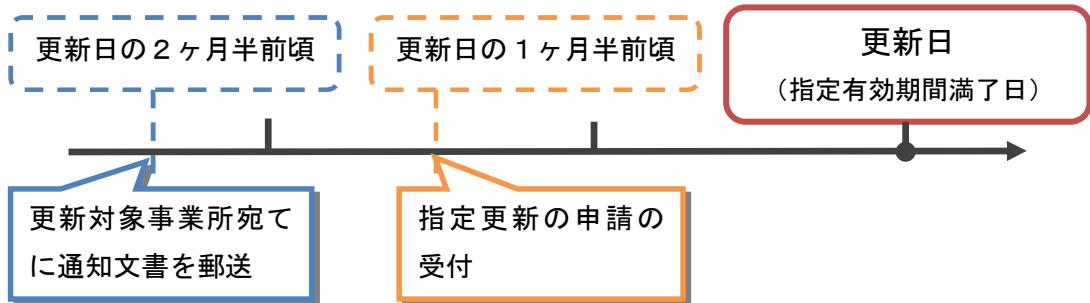
介護保険事業者が指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供しているかを定期的に確認するための仕組みとして事業者の指定に6年間の有効期間が設けられています。



※介護保険事業者は 6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。

## 1 指定更新制度と指定有効期間等の確認方法

### (1) 指定の更新と指定有効期間



※指定更新手続きについては、「介護情報サービスかながわ」に掲載している「受付スケジュール」、「申請書類」等を確認した上で、指定した日時に申請書類を持参してください。  
(介護老人保健施設の場合は、別に県より連絡・通知します。)

### (2) 指定有効期間等、事業所情報の確認方法

- ① 事業所で保管する指定通知書、指定申請書類（控）、変更届（控）
- ② 「介護情報サービスかながわ」の介護事業所検索による事業所情報の確認

#### ポイント

- 貴事業所のサービスごとに指定年月日を確認してください。
- 変更届等の提出漏れがないか、実態と届出内容が乖離した状態となっていないか等を確認し、提出漏れ等があった場合には、速やかに変更届等を提出してください。

## 2 更新を希望しない場合

- 指定更新申請をせずに指定有効期間満了日を経過した場合、指定の効力を失い、介護保険サービスの提供ができなくなります。（指定の失効）
- こうした指定更新手続きの重要性から、更新を行わないとする場合においても、その旨の意思表示を申出書の提出により行ってください。

### 【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

—ライブラリ(書式／通知)

—4. 指定更新(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=5>)

## 1 変更届・加算届・廃止届・休止届等について

○介護保険事業者は、次の①から③までに該当するときは、県に届け出ることが介護保険法等により義務付けられています。

- ① 事業所の名称や所在地等の届出事項に変更があったとき
- ② 加算や減算等の介護給付費算定に係る体制等に変更があったとき
- ③ 事業を廃止、休止又は再開しようとするとき

[参考:介護保険法第75条、82条、89条、99条、115条の5、115条の25  
介護保険法施行規則第131条、133条、135条、137条、140条の22、140条37]

○届出が必要な事項、その提出期限をあらかじめ確認しておき、届出事項が発生したときは、必ず提出期限までに県に届出を行ってください。

基本報酬額の改定にともなう料金表の変更については、変更届の提出は不要です。

### 【届出方法・提出期限等】

**※老健の変更、廃止・休止は、「2 介護老人保健施設の各種変更等手続きについて」をご覧ください。**

変更届	必ず『変更届一覧表』により、次のア～ウを確認した上で、届出を行ってください。 ア 届出が必要か、不要か イ 届出方法は来庁(事前)か、郵送(事前・事後)か ウ 必要書類は何か
加算届	ア 次のサービスの加算の届出 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;">訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、 通所リハビリテーション、福祉用具貸与 (介護予防サービスは省略して記載)</div> ⇒加算算定期間開始月の前月15日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。
廃止届 休止届	イ 次のサービスの加算の届出 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;">短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 (介護予防サービスは省略して記載)</div> ⇒加算算定期間開始月の1日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。
再開届	ウ 加算の廃止(居宅系サービス・施設系サービス共通) 加算の算定期間を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに郵送により 加算の廃止の届出を行ってください。
廃止又は休止の日の1月前までに郵送により届出を行ってください。  ※事業所を休止又は廃止するときは、従業者に対し、これまでのキャリアを今後の業務に 活かせるよう、実務経験証明書を発行してください。	
再開する日の前日までに来庁により届出を行ってください。	

### 【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ(書式／通知)

－2. 変更・廃止・休止・再開届 (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=3>)

## 2 介護老人保健施設の各種変更等手続きについて

### (1) 変更に関する手続きについて

事前に許可・承認（申請）が必要な事項と変更届が必要な事項があります。

#### 【変更許可申請・変更承認申請】

- 変更する前に申請書を提出し、変更日までに県の許可（承認）を受けなければ変更できません。
- 県の許可（承認）が必要な変更であるにもかかわらず、許可や承認を受けずに変更しているケースが見受けられます。必ず事前に申請して変更日までに許可（承認）を受けてください。

変更許可申請 2週間前までに申請書を提出 (施設関係、定員増は要来庁)	施設のレイアウト変更、施設の共用、敷地の変更 運営規程の変更（従業者の職種・員数、協力病院） 入所定員の増（事前に市町村に相談が必要）
管理者の変更承認申請(要来庁) 2週間前までに申請書を提出	管理者の変更 ※法人理事への就任を伴う場合は法人役員の変更届も必要
広告事項の許可申請(要来庁) 2週間前までに申請書を提出	介護老人保健施設の広告は介護保険法で制限されています。変更する場合は許可が必要です。

#### 【変更届】

- 変更届には、変更前に届出が必要なものと変更後に届出するものがあります。

事前に届出（要来庁）	運営規程の変更（入所定員の減、料金表）
変更後に届出	施設の名称、住居表示変更、電話・FAX番号、併設施設概要 介護支援専門員の変更、管理者の氏名・住所 協力歯科医療機関、協力病院の名称・診察科目、 定員減・料金表以外の運営規程の記載事項 法人の代表者、役員、所在地、名称、電話・FAX番号

### (2) 廃止・休止について

廃止や休止をする場合は、市町村の施設整備計画に關係するため、市町村及び県に事前にご相談ください。

## 1-15

## 介護サービス情報の公表制度

平成18年4月にスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるよう支援するための仕組みとして介護保険法で定められている制度で、平成30年4月から、指定都市（横浜市、川崎市及び相模原市）に係る事務・権限は各指定都市へ移譲されました。

公表の対象となるサービスを実施している全ての事業者は、基本情報と運営情報の報告（調査票の提出）及び公表手数料の納入が義務付けられています。

なお、訪問調査は、県が定める「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき実施しており、訪問調査の対象となる事業者は、調査手数料の納入も義務付けられています。

## 1 公表対象サービスについて

- 前年の介護報酬の支払額（利用者負担額を含む。）が100万円を超えたサービスが公表の対象（※1）となります。公表の対象となるサービスは、県から郵送する『計画通知書』（※2）に記載していますのでご確認ください。

### ポイント

※1 例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している事業所で、訪問看護のみ介護報酬の支払実績が100万円を超えていた場合、訪問看護のみが対象となります。

※2 県から郵送する『計画通知書』は重要な書類です。1年間大切に保管してください。なお、公表対象サービスを実施する事業所のみに発送いたします。

## 2 手数料について

- 公表手数料（公表事務に関する費用）及び調査手数料（調査事務に関する費用）は、所定の納入通知書により、お近くの金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）でお支払いください。
- これらの手数料は、県における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するために、指定情報公表センター及び指定調査機関の運営費用として使われます。

### 注意

※ 平成29年度までは、既存の事業所に対して、7月初旬に計画通知書及び納入通知書等を送付し、調査票入力期限の約1～2カ月前に改めてお知らせを送付していましたが、平成30年度からは、調査票提出期限の1～2カ月前に計画通知書及び納入通知書等を送付します。そのため、例年と比べると手数料の支払時期が遅くなりますのでご承知おきください。

納入通知書は、『計画通知書』が入っている封筒に同封していますので、納入期限までに必ずお支払いください。

## 3 報告（調査票の提出）について

### （1）報告の内容（基本情報調査票と運営情報調査票）

	基本情報調査票	運営情報調査票
報告内容	事業所の名称、連絡先、人員体制、営業時間などの事業所の基本的な情報	事業所の実施サービスの内容に関する事項、運営状況に関する事項などの情報
報告対象事業所	公表の対象となる全ての事業所	公表の対象となる全ての事業所（※平成30年度に指定された事業所を除く。）

### ポイント

#### ＜基本情報＞

公表後に内容を修正することができますので、内容に変更があった場合は、適宜修正を行ってください。併せて変更の届出も必要な場合は、必ず県に対し変更届を提出してください。

#### ＜運営情報＞

公表後に内容を変更することができませんのでご注意ください。

#### 4 訪問調査について

- 平成30年度の訪問調査は、平成11年度、平成14年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度、平成28年度～平成30年度に新規に指定を受けたサービスについて実施します。なお、訪問調査の有無については『計画通知書』にも記載しています。

##### 【訪問調査が免除されるサービス】

- 調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により次のア～オに規定する評価を平成29年度（2017年4月1日～2018年3月31日）に受審した事業所にあっては、事業者自らサービスの質の向上に取り組んでいることから、情報公表制度に係る訪問調査の対象サービスから除外されます。計画通知書受領後、事業所自らの申出をもって申請することとし、申請がない場合は、計画に沿って訪問調査を行うことになります。

- ア 福祉サービス第三者評価
- イ 地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）
- ウ 介護サービス評価
- エ 特定施設外部評価
- オ その他、公正、客観性があると県が認めた評価

注意

※平成29年度に「介護サービス情報の公表」制度に基づく調査を受けていたとしても、この調査によって今年度の訪問調査が免除となることはありませんので、ご注意ください。

- 公表に応じない業者への対応（介護保険法第115条の35）
  - 4 (略) 当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
  - 6 (略) 開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、(略) 許可を取り消し、又は期間を定めてその指定もしくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

## 1 介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間について

介護支援専門員として実務（居宅介護支援事業所管理者を含む）に継続して従事するためには、介護支援専門員証の更新を行い、有効期間内の介護支援専門員証を必ず所持していなければなりません。

### ○介護支援専門員証の更新後有効期間

更新前の有効期間満了日から5年間

また、主任介護支援専門員についても有効期間が設けられており、その更新には主任介護支援専門員更新研修の修了が必要です。

### ○主任介護支援専門員の有効期間

主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の修了日から5年間

※ただし、次の者については有効期間に経過措置が設けられています。

平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者 平成31年3月31日まで

平成24年度から26年度に主任介護支援専門員研修を修了した者 平成32年3月31日まで

主任介護支援専門員の有効期間満了後は主任介護支援専門員としての業務には従事できなくなるほか、介護支援専門員証が失効した場合にも、主任介護支援専門員としても業務に就くことができなくなります。

なお、県や研修機関からは、個々の介護支援専門員に対して有効期間満了日や受講すべき研修の案内は行いませんので、各自で有効期間満了日の把握及び研修の計画的な受講をお願いします。

各研修の時期等、神奈川県からの情報発信は、神奈川県ホームページ「介護支援専門員のページ」によって行いますので、確認してください。

また、各事業所におかれましては、次の項目について徹底した管理をお願いします。

- ① 介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間満了日はいつか。
- ② 介護支援専門員証の更新に必要な研修を計画的に受講しているか。
- ③ 更新に必要な研修修了後、介護支援専門員証の更新手続きをしているか。

介護サービス事業者（法人）は、事業の適正な運営を確保するため、法令遵守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることが義務付けられています。

**業務管理体制の届出が行われていない場合、介護保険法第115条の32に違反し、法令違反となります。届出を行っていない事業者（法人）は、速やかに届け出てください。**

## 1 事業者が整備する業務管理体制

- 介護サービス事業者（法人）は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて、次のとおり業務管理体制を整備しなければなりません。

業務 管理体制 の内 容	③業務執行の状況の監査の実施 (「業務執行状況の監査」)		
	②業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 (「法令遵守規程の整備」)		
	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(「法令遵守責任者の選任」)		
事業所 等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

### 注意

※事業所等の数には、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所の数は含みますが、**病院等が行うみなし指定の事業所の数は含みませんので、みなし事業所のみの法人については届出の必要はありません。**

## 2 届出先

- 介護サービス事業者（法人）は、整備した業務管理体制の内容を、次の区分により関係行政機関へ届け出なければなりません。

区 分	届出先
(1)事業所等が2以上の都道府県 に所在する事業者	①事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所 在する事業者
	②事業所等が1又は2の地方厚生局管轄区域に所 在する事業者
(2)地域密着型サービス(介護予防を含む)事業のみを行う事業者であって、すべての 事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
(3)事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者 ※ただし、事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者を除く。	都道府県
(4)事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市

### 注意

※事業所の新規指定、廃止等に伴い届出先に変更があった場合は、**変更前、変更後の  
それぞれの関係行政機関に届出を行う必要があります。**

### 3 変更届について

- 次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、変更届を提出しなければなりません。
- 指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わります。新規事業所の指定を受けたときは、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

#### 【変更届出事項】

- 1 法人の種別、名称（フリガナ）
- 2 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- 3 法人代表者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所、職名
- 4 事業所等の名称、所在地（※）
- 5 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- 6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（事業所等の数が20以上の法人のみ）
- 7 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所等の数が100以上の法人のみ）

**※法人が運営する事業所等の数の増減により、整備する業務管理体制の内容に変更があった場合（例えば、事業所等の数が20未満から20以上100未満に変わった場合など）のみ、変更の届出が必要です。**

#### 【業務管理体制の整備の届出方法や変更届等の様式等について】

- 様式、記入要領、業務管理体制の概要は、以下に掲載しています。  
「介護情報サービスかながわ」
    - ライブラリ（書式／通知）
      - 8. 各種届出（業務管理体制・老人福祉法の届出・生活保護法の届出）等
      - 業務管理体制の整備に係る届出
- (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=610&topicid=20>)

#### 注意

※厚生労働省や地方厚生局、指定都市、その他市町村に届出を行う場合の届出様式は、それぞれの行政機関にお問い合わせください。

### 4 業務管理体制整備の確認検査について

- 神奈川県では、事業者の業務管理体制の整備状況を検証するため、報告の徴収、事業者の本部・関係事業所等への立入検査などを実施しております。
- 立入検査において、問題点が確認された場合、必要に応じて行政上の措置（勧告、命令）を行うことがあります。

#### 【検査の種類】

一般検査…届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、定期的（概ね6年に1回）に実施

##### [昨年度の実績]

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| ・実施時期  | 平成29年9月19日から10月18日               |
| ・実施方法  | 書面検査により実施                        |
| ・対象事業者 | 200事業者（「介護情報サービスかながわ」内に対象事業者を掲載） |

・その他 「介護情報サービスかながわ」のメール配信により実施等を通知しますので、メールにご注意ください。

特別検査…指定介護サービス事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施（①業務管理体制の問題点を確認しその要因を検証、②指定等取消処分事案への組織的関与の有無を検証）

## 1 基本的考え方

- 介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の制度を継続するために、平成24年度から交付金を円滑に介護報酬に移行し、介護職員の賃金に充てることを目的に創設されたものです。
- 交付金を受けていた事業者・施設は、原則として交付金による賃金改善の水準を維持することが求められます。
- 平成27年度介護報酬改定の目的は次のとおりです。  
介護保険事業者が介護職員の能力を向上させる取り組み及び雇用管理により一層改善する取り組みを実施することによって、介護職員は積極的に自分の能力を向上させ、キャリアアップを図ることに加えて、介護職員自身も研修等の機会を積極的に活用することによって自らの能力を高めることを、目的とします。  
このような取り組みによって、介護職員の社会的・経済的評価が高まることが期待できることから、介護保険事業者に対してこれらの取組を一層促進してもらうように、加算の範囲が拡充されました。
- さらに、平成29年度の介護報酬改定においては、介護人材が職場に定着することが重要視されていること、そのためには介護保険事業者が昇給と結びついたキャリアアップの仕組みを示すことを目的とし、これらの取り組みを実施した介護保険事業者に対して、更なる加算の拡充を行うこととされました。

## 2 平成30年度介護報酬改定における主な改正点

- 介護職員処遇改善加算（IV）及び加算（V）について、要件の一部を満たされない事業所に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、加算の取得率や報酬体系の簡素化の観点から、廃止することとします。その際、一定の経過措置期間（※）を設けます。

（※）経過措置期間については、今後決定されます。

## 3 加算率等

### (1) 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%		
・(介護予防) 訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	加算Ⅲにより算出した単位(1単位未満の端数四捨五入)×0.9	加算Ⅲにより算出した単位(1単位未満の端数四捨五入)×0.8
・通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防) 通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		

・ (介護予防) 認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	
・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	
・ 看護小規模多機能型居宅介護				
・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	
・ 介護老人福祉施設				
・ 地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	
・ (介護予防) 短期入所生活介護				
・ 介護老人保健施設				
・ (介護予防) 短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%	
・ 介護療養型医療施設				
・ (介護予防) 短期入所療養介護(病院等(老健以外))	2.6%	1.9%	1.0%	

## (2) 加算算定対象外サービス

サービス区分	加算率
・ (介護予防) 訪問看護 ・ (介護予防) 訪問リハビリテーション ・ (介護予防) 福祉用具貸与 ・ 特定(介護予防) 福祉用具販売 ・ (介護予防) 居宅療養管理指導 ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援	0%

## (3) キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分

区分	算定要件	要件適合状況 (○=適合、×=不適合)			加算額の算定方法
		パターンA	パターンB	パターンC	
I	キャリアパス要件 I	○			地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算Iの加算率
	キャリアパス要件 II	○			
	キャリアパス要件 III	○			
	職場環境等要件	○			
II	キャリアパス要件 I	○			地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算IIの加算率
	キャリアパス要件 II	○			
	キャリアパス要件 III	×			
	職場環境等要件	○			
III	キャリアパス要件 I	○	×		地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算IIIの加算率
	キャリアパス要件 II	×	○		
	キャリアパス要件 III	×	×		
	職場環境等要件	○	○		
IV	キャリアパス要件 I	○	×	×	地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算IIIの加算率×0.9
	キャリアパス要件 II	×	○	×	
	キャリアパス要件 III	×	×	×	
	職場環境等要件	×	×	○	
V	キャリアパス要件 I	×	×	×	地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算IIIの加算率×0.8
	キャリアパス要件 II	×	×	×	
	キャリアパス要件 III	×	×	×	
	職場環境等要件	×	×	×	

## Q & A（平成29年3月22日版）

### 問1 賃金改善を行う方法としてどのような記載が適切か。

(答)

#### ①賃金改善とみなすことができる記載

基本給のベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分 等

なお、基本給による賃金改善が望ましいとされています。

#### ②賃金改善とみなすことができない記載

福利厚生費、退職手当、職員の増員、交通費、研修費、資格取得費用（テキスト購入等）、健康診断費、講習会受講料 等

### 問2 法人の役員が介護業務を行っている場合、加算対象となるのか。

(答)

法人の役員であっても、介護職員の業務に従事している場合には対象となります。ただし、この場合、この役員に役員報酬ではなく「給与」が支払われており、人事配置表（「介護職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」）の中に「介護職員」と記載されている必要があります。

### 問3 一部の介護職員を対象としない（例：一時金で処遇改善を行う場合、「一時金支給日まで在籍している者のみに支給する（支給日前に退職した者には全く支払われない）」）ことは可能か。

(答)

加算の算定要件は「賃金改善額が加算額を上回る」ことであり、事業所（法人）全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能です。

ただし、あらかじめ賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について計画書等に明記し、全ての介護職員に周知してください。

また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いる等の方法により分かりやすく説明してください。

### 問4 賃金改善実施期間はどのように設定すればよいのか。

(答)

原則4月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の3月までとなります。次の条件を満たす期間の中で選択することもできます。

- ・月数は加算算定月数と同じであること。
- ・当該年度における最初の加算対象月（年度当初より加算を算定する場合は4月）から当該年度における最終の加算支払月の翌月（翌年6月）までの間の任意の連続する月である場合。
- ・各年度において実施期間が重複していないこと。

### 問5 実績報告時において賃金改善額が加算額を下回りそうな場合、どのように対応すべきか。

(答)

賃金改善額が加算額を下回ることは想定されないため、一時金や賞与としての支給により、賃金改善額が加算額を上回るようにしてください。

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日から、介護福祉士及び一定の研修を終了した介護職員等は、診療の補助として喀痰吸引等の「医療的ケア」を行うことを業とすることが可能になりました。

## 1 介護職員等による喀痰吸引等

### (対象となる医療行為)

- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

※実際に介護職員等が実施できるのは、県知事の認定を受けた上記行為の一部又は全部です。

### (実施できる者)

医師の指示、看護師等との連携の下において、

- 認定特定行為業務従事者

(具体的には、一定の研修(社会福祉士及び介護福祉士法に定める「喀痰吸引等研修」等)を修了し、県知事が認定したホームヘルパー等の介護職員、介護福祉士、特別支援学校教員、経過措置対象者等)

- 介護福祉士

(介護福祉士登録証に実地研修を修了した喀痰吸引等行為が附記されていること)

### (実施される場所)

- 特別養護老人ホーム等の施設
- 在宅(訪問介護事業所等からの訪問)

} などの場において、認定特定行為業務従事者による喀痰吸引等は登録特定行為事業者により、介護福祉士による喀痰吸引等は登録喀痰吸引等事業者(注)により行われる。

### 【たん吸引等に関するQ&A(その1)】

(Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員(ヘルパー等)は全てたん吸引等の研修(喀痰吸引等研修)を受けて認定されなければならないのですか。

(A) すべての人が受ける必要はありません。ただし、現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。また、認定を受けていなければ、たんの吸引等が行えないことは言うまでもありません。

(Q) 介護職員実務者研修等において、医療的ケアの科目を履修しましたが、「実地研修を除く」類型となっています。その場合、認定特定行為業務従事者となることはできますか。

(A) 介護職員実務者研修等(社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校)において医療的ケアの科目を履修した者であっても、実地研修を除く類型で履修を完了した場合、それだけでは認定特定行為業務従事者として認定を受けることや喀痰吸引等業務を行うことはできません。(介護職員実務者研修等実施機関ごとに実地研修を含む類型の受講が可能であるか否か異なりますので、確認することをお勧めします。)その場合、改めて登録研修機関等により必要となる実地研修を履修したのち、認定特定行為業務従事者として認定を受けてください。

## 2 登録特定行為事業者、登録喀痰吸引等事業者

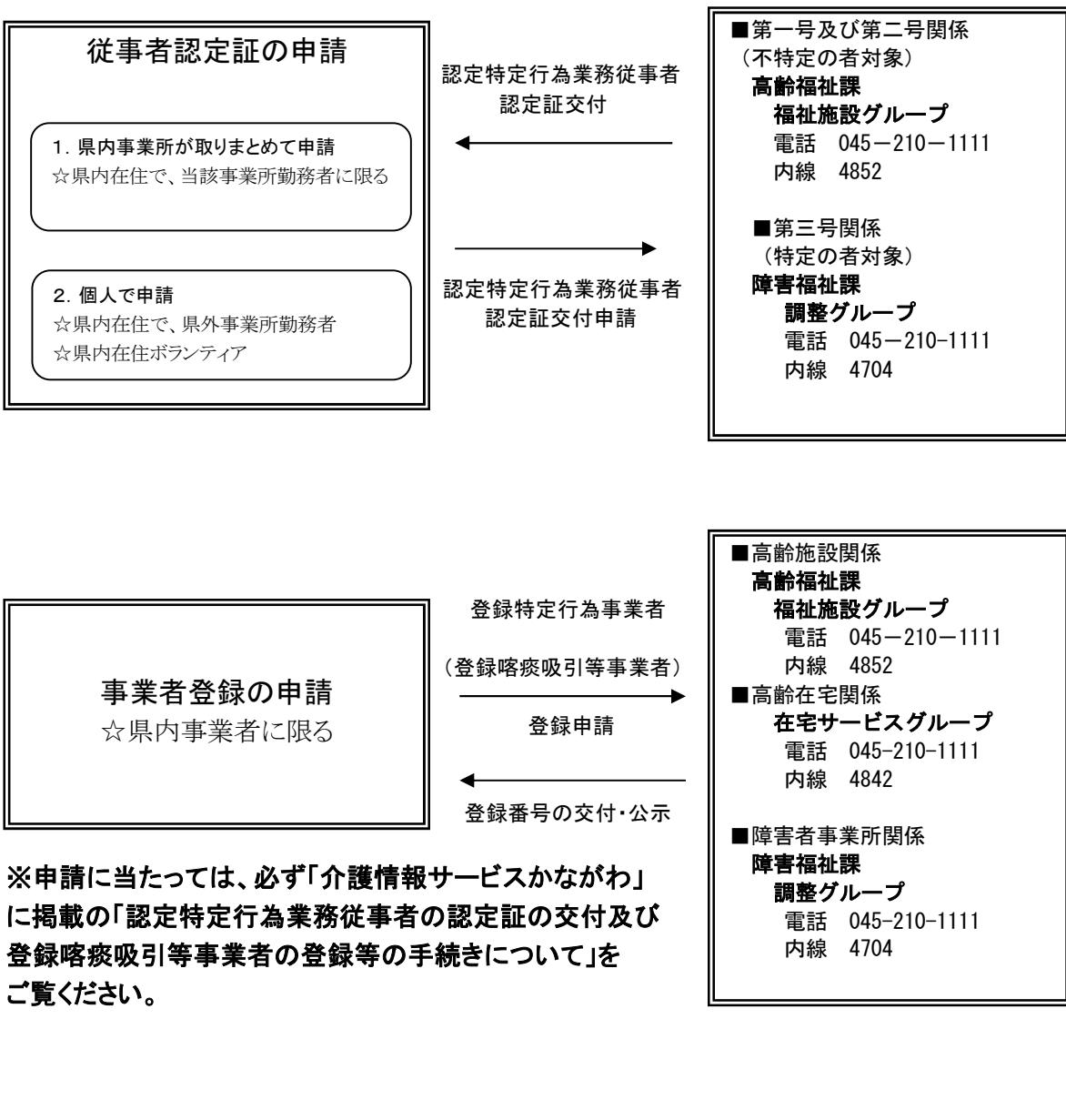
- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに県知事に申請し、登録を受けることが必要です。

### <対象となる施設・事業所等の例>

- 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)  
○ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)  
○ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)・特別支援学校  
※ 医療機関は対象外です。

### <認定特定行為業務従事者の認定申請及び登録特定行為事業者の登録申請の流れ>

※平成28年度より申請窓口が変更になりました。ご注意ください。



### 【たん吸引等に関するQ&A(その2)】

- (Q) 事業所は全て登録特定行為事業者(登録喀痰吸引等事業者)となる必要がありますか。
- (A) すべての事業所や施設が登録事業者となる必要はありません。ただし、当該事業所等において認定特定行為業務従事者や介護福祉士にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

## 3 登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関は県知事に申請し、登録を受けることが必要です。(全ての要件に適合している場合は登録)

### 【登録の要件】

- ☆基本研修、実地研修を行うこと
- ☆医師・看護師等が講師として研修業務に従事(准看護師は対象外)していること。
- ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合していること
- ☆具体的な要件については省令で定めている

- 『喀痰吸引等研修』のカリキュラムは「講義+演習+実地研修」、類型は次の3種類です。
- ・第1号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)全てについて実地研修を修了する類型)
  - ・第2号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)のうち、任意の行為について実地研修を修了類型)
  - ・第3号研修(特定の者対象、対象者(行為)ごとに実地研修について再受講が必要)

### 【たん吸引等に関するQ&A(その3) 研修関係～特定の者対象(省令第3号研修)】

- (Q) 特定の者を対象とする研修については、当初、対象となる者(行為)が存在することが前提となるのですか。

また、対象者が存在しない場合においても予め「喀痰吸引等研修の課程のうち、講義及び(評価を伴わない)シミュレーター演習」のみを受講しておいたのち、対象者に対し喀痰吸引等行為が必要である事態が生じた時点で現場演習及び実地研修を受講することは可能ですか。

- (A) 登録研修機関(特定の者対象～省令第3号研修)において基本研修のうち、予め8時間の講義+(評価を伴わない5種類の)シミュレーター演習を受講することは可能です。

ただし、登録研修機関等においては、上記の取扱いを行う場合、次の条件が必要になります。

- ① 相当期間経過したのちの研修(現場演習+実地研修)受講となるが、研修初回であることから研修時の事故回避の観点からも簡易なシミュレーター等を用いての現場演習は必須であり、指導看護師から現場演習において一連の行為が問題なく行えると評価を受けたのち、対象者に対し直接行為を行う「実地研修」に移ること。
- ② ①の取扱いにより研修を実施する場合においても、初回受講については「講義+(評価を伴わない5種類の行為)シミュレーター演習」に加え、相当期間経過した後において「(特定の行為)の簡易なシミュレーター等を用いての評価を伴う現場演習+対象者に対する特定の行為を直接行う実地研修」までを当初受講した登録研修機関において

責任を持って修了させることとする。(ただし現場演習+実地研修については受講生の所属する事業所等への委託も可能である。その場合、登録研修機関として実地研修先から研修実施責任者や指導責任者等を記した承諾書を得ておくことが必要)

③ なお、上記①、②の取扱いによらず、登録研修機関等において事故回避等の責任上上記のカリキュラムの分離を認めない取扱いをすることを何ら妨げるものではないことを申し添える。

(Q) 特定の者対象(省令第3号)研修について当初全課程を修了した者が、新たな対象者や行為を行う場合の取扱いについて実地研修からの受講が必要であると承知していますが、現場演習の取扱いは具体的にはどのようになるのですか。

(A) 当初、特定の者対象(省令第3号)研修を全課程修了した者については、国の要綱上、実地研修からの受講が必要となるが、その際に現場演習を行ったうえで対象者に対し直接行為を行う実地研修に移ることは望ましいことといえます。

また、国研修実施要綱では、基本の研修カリキュラムを示していますが、全課程を受講した者であっても、登録研修機関等がその責任上、安全性を担保するうえで現場演習を実施すること及び評価を行うことを妨げるものではありません。

なお、受講生はそれぞれの研修実施先のカリキュラムが国の実施要綱に準拠していることを確認の上、各実地研修先に問い合わせ、受講先を選択することができます。

### 【登録の要件】

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

(注) 登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者では、次のとおり要件に違いがあります。

- ・登録特定行為事業者⇒喀痰吸引等は、実地研修を修了した認定特定行為業務従事者に行わせること。
- ・登録喀痰吸引等事業者⇒喀痰吸引等は、実地研修を修了した介護福祉士に行わせること。また、実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修を行うこと。

※本県では、登録喀痰吸引等事業者の登録を平成29年7月から開始しました。

☆具体的な要件については省令で定めている

※登録特定行為事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備

### 【各種申請の様式・申請方法等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

—ライブラリ(書式／通知)

—14. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=23>)

#### 4 咳痰吸引等研修支援事業について

- 県では、喀痰吸引等を要する対象者の増加に対応するため、平成27年度より「喀痰吸引等研修支援事業」を実施することにより、医療的ケアを担う介護職員の養成に係る課題を解消し、研修の円滑な実施を図ることになりました。
- 指定都市、中核市を含む県全域を対象としています。
- 事業実施にかかる問い合わせ先

高齢福祉課在宅サービスグループ(電話:045-210-4824)まで

##### 喀痰吸引等研修支援事業の内容

###### (1) 実地研修先の確保

他法人の受講者の実地研修を受け入れた事業所・施設に対し、協力金を支払います。

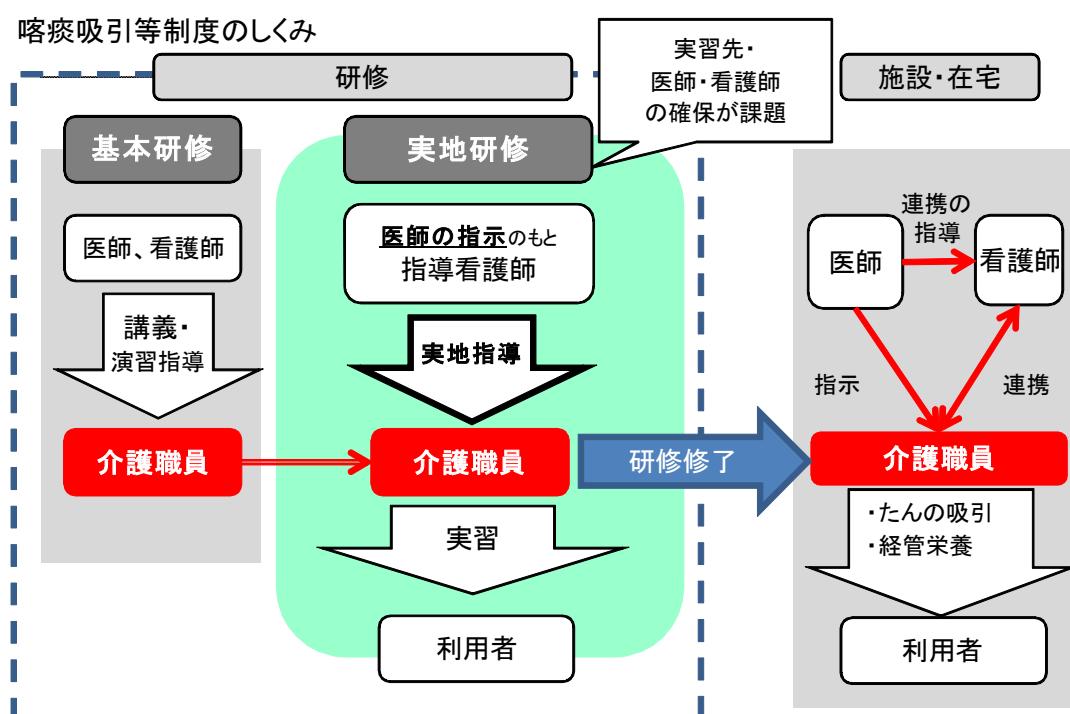
###### (2) 指導看護師の確保

他法人の受講生を指導する指導看護師に対して、謝金を支給します。

###### (3) 看護師・介護職員に対する研修の実施

既に喀痰吸引等研修を受けている介護職員等に対して業務の不安解消、技術の向上等を目的としフォローアップ研修を実施します。

<参考>



(県記者発表資料より抜粋)

**【経過】**

○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法と表記。）」が平成18年に施行されてから、12年が経過しました。

**【現状】**

○法の周知や高齢化の進展により、高齢者虐待の相談・通報件数や、虐待認定件数は、年々増加しています。特に養介護施設従事者等による高齢者虐待については、昨今、深刻な事案が複数報道され、本県でも深刻な状況が顕在化しています。

**【法の趣旨】**

○高齢者虐待防止法第5条において、「養介護施設従事者等の高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。高齢者の権利を擁護し、高齢者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設や養介護事業における高齢者虐待の発生は、決してあってはならないことであり、養介護施設従事者等の方々は、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならぬという法の趣旨や内容を十分理解することが不可欠です。

**【厚生労働省老健局長通知】**

○国は平成30年3月28日、高齢者虐待の再発防止、未然防止に向けた体制整備に取り組むよう厚生労働省老健局長通知「平成28年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199819.html>)を発出しました。

**【局長通知の要点】****●1 高齢者虐待への対応及び養護者支援の適切な実施**

- (1) 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた要因等の分析を行い、各地域の実情に応じた未然防止に向けた取組を検討・実施。
- (2) 平成29年度に改訂した国のマニュアル等も参考に市町村等の高齢者虐待に関する体制を着実に整備。

**●2 高齢者虐待における重篤事案の事後検証及び再発防止**

高齢者虐待による重篤事案について、事前の相談・通報の有無に関わらず、可能な限り情報を収集し、個々の事例における要因や課題等に関する事後の検証を行い、再発防止に向けた取組を検討・実施。

※事後検証に当たっては、国の補助事業で認知症介護研究・研修仙台センターが平成29年度に作成した「高齢者虐待における重篤事案～特徴と検証の指針～」等を活用。

**●3 高齢者権利擁護等推進事業の活用**

都道府県において、上記の1及び2を踏まえた取組を進めるため、高齢者権利擁護等推進事業を活用した市町村の取組を支援。

**1 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義**

- 「高齢者」とは、65歳以上の者と定義。
- 「養護者による高齢者虐待」「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義。
- 次の5つの類型を「虐待」と定義  
「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」

**※身体拘束は介護保険事業者・施設指定基準において、原則として禁止されています。緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は、全て高齢者虐待に該当する行為とされています。**

## 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見

### (1) 平成28年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談通報件数	117件	1,723件
虐待と判断した件数	41件 (35.0%)	452件 (26.2%)

### (2) 相談・通報者内訳(全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計人数に対するものです。

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	医師等	介護支援専門員	地域包括支援センター	都道府県	警察	その他・不明
人数	36	350	464	164	244	63	80	64	50	34	435
割合	1.8%	17.6%	23.4%	8.3%	12.3%	3.2%	4.0%	3.2%	2.5%	1.7%	22.0%

相談・通報者のうち、当該施設職員、管理者等が 35.7 %、元職員が 8.3%、合計44.0 %です。養介護施設従事者による高齢者虐待の発見に重要な役割を果たしています

### (3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

#### ① 組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐に渡りますが、その原因を職員個人の問題とはせず、組織として課題をとらえ取り組むことが大切です。

リスクマネジメントの見地や職員が燃え尽きないためにも、日ごろの業務の中で悩みや相談を受け止めたり、介護技術に対してアドバイスができる体制を整備するとともに、職員の労働条件の改善にも留意する必要があります。(平成21年3月「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」P40～41)

#### ② 通報等による不利益取扱いの禁止

##### ア 通報義務

高齢者虐待防止法において通報義務は、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられています。

##### イ 守秘義務との関係

養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません(第21条第6項)。

##### ウ 公益通報者保護

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等を理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています(第21条第7項)。

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

#### ③ 施設職員のスキルアップのため研修等の紹介

##### ア 研修教材「高齢者の権利擁護に関する研修プログラム」

平成21年に県が作成した「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」の内容をパワーポイントで学べる研修プログラムを作成しました。県高齢福祉課のホームページからダウンロードできます。施設内研修にご活用ください。

[http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/ \( 神奈川県高齢福祉課\)](http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/)

##### イ 平成30年度 神奈川県認知症介護基礎研修

県では、平成28年度から、国の要綱に基づき、認知症介護の基礎的な知識・技術を身につけるための認知症介護基礎研修を年4回実施しています。介護の仕事が初めての方や、保有資格のない方向けの研修です。スケジュールは介護情報サービスかながわでご確認ください。

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=835&topid=21>

### 3 養護者による高齢者虐待の早期発見

#### (1) 平成28年度の養護者による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談・通報件数	1,326件	27,940件
虐待と判断した件数	902件 (68.0%)	16,384件 (58.6%)

#### (2) 相談・通報者内訳（全国）

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計人に対するものです。

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者本人	当該市町村行政職員	警察	その他・不明
人数	11,010	1,486	1,116	879	2,317	2,768	435	1,957	6,438	2,120
割合	36.1%	4.9%	3.7%	2.9%	7.6%	9.1%	1.4%	6.4%	21.1%	7.0%

相談・通報者の 36.1%が、介護支援専門員・介護保険事業所職員です。  
養護者による高齢者虐待の発見において重要な役割を果たしています。

#### (3) 養護者による高齢者虐待の早期発見

##### ①観察によって早期発見を

高齢者が介護保険サービスを利用している場合、担当の介護支援専門員や介護保険事業所職員は、高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面の変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

##### ②協力して対応を

介護保険サービスでは、様々な職種が協力して、一人の高齢者を支えています。

虐待が疑われる事例などは、サービス担当者会議を開催するなどして、様々な職種が関わり、高齢者を介護する養護者を支援していくことが非常に重要です。

##### ③養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。（第5条）

また、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。（第7条第1項）第1項に定める場合のほか、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない。

（第7条第2項）

この場合の通報は、守秘義務違反にはなりません。（第7条第3項）。

##### ④ やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法の第9条第2項により、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合、高齢者を一時的に保護するため、老人福祉法第11条等の措置を、市町村は行います。ご協力をお願いします。

### 4 神奈川県内の高齢者虐待相談・通報窓口

- 「県内市町村窓口一覧」を次ページと下記のアドレスで紹介しています。
- 「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」も同アドレスでご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/>

未然防止の体制づくりに役立ちます。  
事後対応や再発防止についても紹介しています。

## (参考資料)高齢者虐待相談・通報窓口 (各市町村の高齢者虐待相談窓口)

## ○各市町村の高齢者虐待相談窓口

平成30年4月1日現在

市町村名	窓口担当課		電話	FAX
横浜市	養護者	鶴見区	高齢者支援担当	045-510-1775
		神奈川区	高齢者支援担当	045-411-7110
		西区	高齢担当	045-320-8410
		中区	高齢・障害支援課	045-224-8167～8169
		南区	高齢・障害支援課	045-341-1139
		港南区	高齢者支援担当	045-847-8415
		保土ヶ谷区	高齢者支援担当	045-334-6328
		旭区	高齢者支援担当	045-954-6125
		磯子区	高齢・障害支援課	045-750-2417～2419
		金沢区	高齢者支援担当	045-788-7777
		港北区	高齢者支援担当	045-540-2327
		緑区	高齢者支援担当	045-930-2311
		青葉区	高齢者支援担当	045-978-2449
		都筑区	高齢支援担当	045-948-2306
		戸塚区	高齢者支援担当	045-866-8439
		栄区	高齢者支援担当	045-894-8415
		泉区	高齢事業担当	045-800-2434
		瀬谷区	福祉保健相談係	045-367-5731
	養介護施設従事者	健康福祉局介護事業指導課		045-671-2356
		健康福祉局高齢施設課		045-671-3661
川崎市	養護者	川崎区	高齢者支援係	044-201-3080
		大師地区	高齢・障害担当	044-271-0157
		田島地区	高齢・障害担当	044-322-1986
		幸区	高齢者支援係	044-556-6619
		中原区	高齢者支援係	044-744-3217
		高津区	高齢者支援係	044-861-3255
		宮前区	高齢者支援係	044-856-3242
		多摩区	高齢者支援係	044-935-3266
		麻生区	高齢者支援係	044-965-5148
	施設	健康福祉局高齢者事業推進課		044-200-2910
				044-200-3926
相模原市	養護者・施設	緑高齢者相談課		042-775-8812
		中央高齢者相談課		042-769-8349
		南高齢者相談課		042-701-7704
		城山保健福祉課		042-783-8136
		津久井保健福祉課		042-780-1408
		相模湖保健福祉課		042-684-3215
		藤野保健福祉課		042-687-5511
	施設	高齢政策課		042-707-7046
横須賀市	養護者・施設	高齢者虐待防止センター		046-822-4370
				046-827-3398

市町村名		窓口担当課	電話	FAX
平塚市	養護者・施設	高齢福祉課	0463-21-9621	0463-21-9742
鎌倉市	養護者	高齢者いきいき課いきいき福祉担当	0467-61-3899	0467-23-7505
	施設	高齢者いきいき課介護保険担当	0467-61-3950	
藤沢市	養護者・施設	地域包括ケアシステム推進室	0466-50-3523	0466-50-8412
小田原市	養護者・施設	高齢介護課	0465-33-1864	0465-33-1838
茅ヶ崎市	養護者・施設	高齢福祉介護課	0467-82-1111	0467-82-1435
逗子市	養護者・施設	高齢介護課	046-873-1111	046-873-4520
三浦市	養護者・施設	高齢介護課	046-882-1111	046-882-2836
秦野市	養護者	高齢介護課在宅高齢者支援担当	0463-82-7394	0463-84-0137
	施設	高齢介護課介護保険担当	0463-82-9616	0463-84-0137
厚木市	養護者	介護福祉課高齢者支援係	046-225-2220	046-221-1640
	施設	介護福祉課介護給付係	046-225-2240	046-224-4599
大和市	養護者	高齢福祉課	046-260-5613	046-260-1156
	施設	介護保険課	046-260-5170	046-260-5158
伊勢原市	養護者・施設	介護高齢課	0463-94-4711	0463-94-2245
海老名市	養護者・施設	高齢介護課	046-235-4951	046-231-0513
座間市	養護者・施設	介護保険課	046-252-7084	046-252-8238
南足柄市	養護者	高齢介護課地域包括支援班	0465-74-3196	0465-74-6383
	施設	高齢介護課高齢介護班	0465-73-8057	0465-74-0545
	夜間	夜間は市役所代表	0465-74-2111	
綾瀬市	養護者・施設	高齢介護課	0467-70-5633	0467-70-5702
葉山町	養護者・施設	福祉課	046-876-1111	046-876-1717
寒川町	養護者・施設	高齢介護課	0467-74-1111	0467-74-5613
大磯町	養護者・施設	福祉課	0463-61-4100	0463-61-6002
二宮町	養護者	健康づくり課	0463-71-3311	0463-73-0134
	施設	福祉保険課	0463-71-3311	0463-73-0134
中井町	養護者・施設	健康課	0465-81-5546	0465-81-5657
大井町	養護者・施設	介護福祉課	0465-83-8011	0465-83-8016
松田町	養護者・施設	福祉課	0465-83-1226	0465-44-4685
山北町	養護者	福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171
	養護者・施設	保険健康課	0465-75-3642	
開成町	施設	保険健康課	0465-84-0320	0465-85-3433
	養護者	福祉課	0465-84-0316	0465-85-3433
箱根町	養護者・施設	福祉課	0460-85-7790	0460-85-8124
		箱根町地域包括支援センター	0460-85-3002	0460-85-3003
真鶴町	養護者・施設	健康福祉課	0465-68-1131	0465-68-5119
湯河原町	養護者・施設	介護課	0465-63-2111	0465-63-2384
愛川町	養護者・施設	高齢介護課	046-285-2111	046-286-5021
清川村	養護者・施設	保健福祉課	046-288-3861	046-288-2025

## ○神奈川県

神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	045-210-1111(内4848)	045-210-8874
------	-------------------	---------------------	--------------

急速に高齢化が進む中で、ますます介護ニーズが増加する一方、介護従事者の人材確保が厳しい状況にあります。

そこで、神奈川県では、介護従事者がやりがいと誇りをもって仕事ができるよう、介護従事者への社会的な評価の向上を目指し、介護の仕事の素晴らしさをアピールするため、神奈川発の「かながわ感動介護大賞」を平成24年度に創設し、取組みを進めています。

- ◆介護の現場は、苦労も多いですが、そうした中にも小さな感動があり、その積み重ねが「やりがい」につながる現場もあります。
- ◆介護保険事業に携わる皆さんには、小さな感動など、日ごろから沢山あって、応募するほどのことではないと思っていませんか？
- ◆ちょっと嬉しかった出来事なども職員間で共有することで、疲れも和らぎ、次なるパワーが沸いてくることもありますし、こうした取組を「ビタミン剤」と呼んでいる事業所もあるようです。
- ◆エピソードを広く紹介することによって、介護の仕事の魅力を伝え、皆さま方とともに介護現場を盛り上げていきたいので、ご応募お待ちしています。

#### ○ 事業内容

介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソード（感動介護エピソード）を募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。

#### ○ 今後のスケジュール（予定）

- ・ 7月31日 第7回感動介護エピソードの応募締切り  
※ 感動介護エピソードは随時募集していますが、締切日以降の応募は、次年度選考の対象となります。
- ・ 11月4日 表彰式の実施
- ・ 平成31年2月以降 感動介護エピソード作品集の配布



#### 【問合せ先】

神奈川県福祉子どもみらい局 高齢福祉課 感動介護大賞担当 電話045（210）4835

生活保護法による介護扶助は、生活保護法により指定された指定介護機関に委託して行われます。

<平成26年7月1日以降に介護保険法により指定された事業所>

別段の申出(注1)がない限り、生活保護法の指定があつたものとみなされます。また、指定の取消し、廃止についても介護保険法による指定の効力と連動します(みなし指定)が、それ以外の事項(注2)に関する届出(変更等)が必要です。

(注1)生活保護法による指定を不要とする場合は、介護保険法の各指定権者から案内される申出書にその旨記載しご提出ください。提出は、介護保険法の規定による指定又は開設許可日までです。

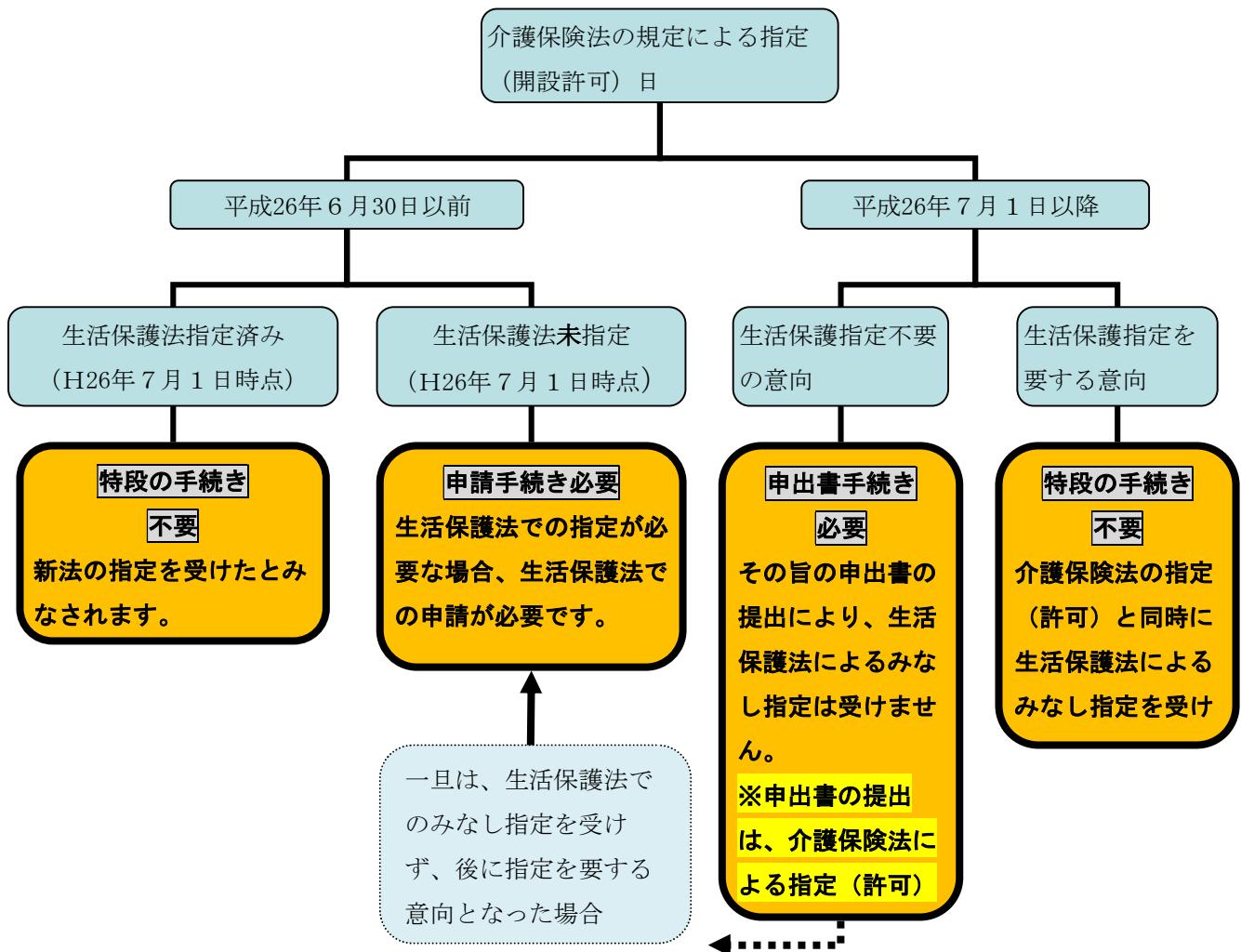
(注2)介護保険法による指定とは違い、6年毎の更新手続きは不要です。

<平成26年6月30日以前に介護保険法で指定されたが、生活保護法での指定のない事業所>

介護保険法によるみなし指定の対象とはなりません。生活保護法での指定を受ける場合は、別途申請(注3)が必要です。

(注3)申請書等の様式は、神奈川県ホームページからダウンロードできます。

神奈川県ホームページ[www.pref.kanagawa.jp](http://www.pref.kanagawa.jp) >健康・福祉・子育て>生活保護・ホームレス支援>  
生活保護について>生活保護法による指定介護機関について>指定介護機関の申請手続き



## 40歳以上65歳未満の被保険者以外の生活保護受給者への介護サービスについて

40歳以上65歳未満の介護保険被保険者以外の生活保護受給者への介護サービス提供については、障害福祉サービス優先活用の原則がありますので、居宅サービス計画作成にあたり十分留意してください。

### 【他法他施策(障害福祉サービス)優先の原則】

生活保護受給者は、国民健康保険に加入できないため、40歳以上65歳未満の生活保護受給者は社会保険加入者及び被扶養者を除き医療保険未加入者であり、介護保険の被保険者となりません。

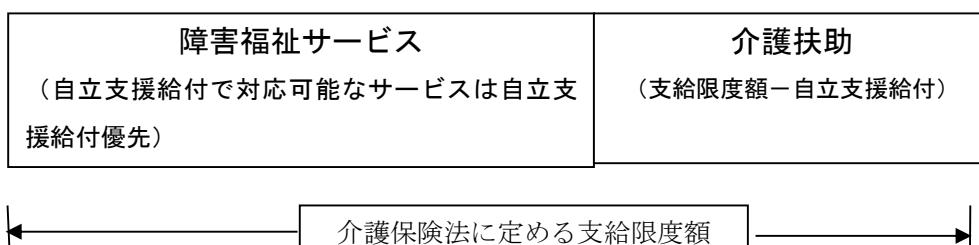
介護保険被保険者以外の40歳以上65歳未満の生活保護受給者で介護保険法施行例第2条各号の特定疾病により要介護状態等にある者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付等の障害福祉サービスが、生活保護法による介護扶助に優先されるため、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図ったうえで、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、要介護状態に応じ介護扶助を受けることとなります。

○生活保護法による介護扶助の適用が可能な場合(40歳以上65歳未満の被保険者以外の者)

- (1)給付を受けられる最大限まで障害者施策を活用しても、要保護者が必要とするサービス量のすべてを賄うことができないために、同内容の介護サービスにより、その不足分を補う場合
- (2)障害者施策のうち活用できる全ての種類のサービスについて最大限(本人が必要とする水準まで)活用している場合において、障害者施策では提供されない内容の介護サービスを利用する場合

### 【介護扶助の給付限度額】

被保険者以外の者の介護扶助(居宅介護及び介護予防)の給付に係る給付上限額は、介護保険法に定める支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額となります。



ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などの場合で、介護扶助の支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護サービス(自立支援給付等によるサービスには同等の内容のものがない介護サービス(訪問看護等)を確保できないと認められるときは、例外的に、介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助により必要最小限度のサービス給付を行うことは差し支えないこととされています。

なお、自立支援給付を受けるためには障害者手帳の取得が必要となることから、福祉事務所では被保険者以外の生活保護受給者が障害者手帳を取得していない場合は、まず手帳取得の可否の判断を行い、障害者手帳の取得が可能であれば、自立支援給付の優先適用について検討していくこととなっています。居宅サービス計画作成にあたり福祉事務所と十分に連携をはかってください。

生活保護法に関する問合せ先

生活援護課生活保護グループ (045)210-1111(代) 内4916

## 1 離職介護人材届出制度の開始及び再就職準備金貸付制度について

### (1) 離職介護人材届出制度の開始について

平成29年4月から、社会福祉法の改正により、社会福祉事業等に従事していた介護福祉士の資格を有する者が離職した場合には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等の届出をすることが努力義務化されました。

介護福祉士の有資格者の他、次の研修修了の資格を有する職員が退職する際にも、介護福祉士等の届出サイト「福祉のお仕事」から届出を行ってください。また、かながわ福祉人材センターのホームページ「介護福祉士人材バンク」及び「介護人材登録バンク」への登録でも対応できることについて、周知をお願いします。

- ・介護職員初任者研修修了者
- ・訪問介護員養成研修1級課程、2級課程修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・介護職員実務者研修修了者

「福祉のお仕事」ホームページ <http://www.fukushi-work.jp/todokede/>

かながわ福祉人材センターホームページ <http://www.kfjc.jp/>

なお、事業者においては、介護福祉士が離職しようとする場合、届出が適切に行われるよう促すことが努力義務とされています。

### (2) 離職した介護人材の再就職準備金の貸付制度について

介護の実務経験を有する者が、県内の介護職員処遇改善加算を算定した事業所又は施設に介護職員等として再就職が決定（内定を含む）した場合に、再就職のための準備金（上限40万円）を貸付する制度を開始しています。再就職者の採用をした際には、制度の案内をお願いします。

**【対象者】**介護職員等としての実務経験を1年以上有し、離職後の期間が1年以上の者

**【返還免除】**県内の介護事業所又は施設に継続して2年間従事した場合、貸付金の返還が免除になります。

問合せ先：かながわ福祉人材センター 電話045-312-4816

## 2 介護福祉士国家試験の受験資格及び実務者研修受講資金貸付制度について

### (1) 実務者ルートによる介護福祉士国家試験の受験資格について

平成28年度の国家試験から、実務者ルートによる介護福祉士国家試験の受験資格に「実務者研修」の修了が加わっています。

実務経験3年以上だけでは受験できませんので、計画的に「実務者研修」を受講し、国家試験に備えるよう、職員に周知をお願いします。

○実務者研修実施機関については神奈川県ホームページに一覧を掲載しています。

「神奈川県の社会福祉士・介護福祉士養成施設及び介護職員実務者研修施設情報」

○介護福祉士国家試験については、社会福祉振興・試験センターにお問合せください。

社会福祉振興・試験センター 試験室 03-3486-7521

### (2) 実務者研修受講資金貸付制度について

実務者研修を受講する者で次のいずれかに該当する者を対象に、受講資金の貸付を行っています。職員へ周知いただきますようお願いします。

○県内において介護業務に従事している者

- 3年以上の実務経験を有し、県内に住民登録する者
- 3年以上の実務経験を有し、県内の実務者研修施設に在学する者
- 実務者研修修了後、一定期間内に介護福祉士国家試験を受験して介護福祉士の資格を取得し、その後県内で2年間継続して介護福祉士として介護業務に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。

問合せ先：神奈川県社会福祉協議会福祉人材センター 電話 045-312-4816

### **3 介護職員研修受講促進支援事業費補助及び介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助について**

#### (1) 「介護職員研修受講促進支援事業費補助金」について

研修を受講する従業者を支援する介護事業者に補助します。

##### <平成30年度の変更点>

- 従業者が介護福祉士ファーストステップ研修を受ける際の代替職員の費用も補助の対象になりました。

##### 【補助額】

###### ○介護職員初任者研修

- ・受講料補助 1人につき上限24,000円
- ・代替職員補助 1人につき上限65,000円

###### ○実務者研修

- ・受講料補助 1人につき上限40,000円
- ・代替職員補助 1人につき上限39,000円

###### ○介護福祉士ファーストステップ研修

- ・代替職員補助 1人につき上限56,000円

#### (2) 「介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助」について

出産・育児休業等からの復職を支援します。

**【補助額】 短時間勤務の介護職員1人当たり 上限額 25万円**

##### 【補助対象となる短時間勤務職員】

出産・育児休業後に復職し短時間勤務制度を利用する介護職員の他、出産・育児のために一度退職し、介護職員として短時間勤務の雇用形態で再就職した職員について代替職員配置した場合なども、補助の対象となります。

##### 【代替職員】

新たに雇用した職員、派遣職員の他、既に雇用している非常勤職員等で代替対応する場合も対象となります。

※補助金の申請手続きについては、県ホームページをご覧ください。

**ホームページ**

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533152/> (介護職員研修受講促進支援事業費補助金)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536505/> (介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助)

## 1－24 福祉サービス第三者評価

### 福祉サービス第三者評価

#### (1) 福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス事業者が、利用者によりよいサービスを提供するために、自ら進んで第三者である評価機関による評価を受けて問題点等を把握し、サービスの改善に取り組むとともに、その評価結果情報を社会に公表する仕組みです。

事業者でも利用者でもない公正・中立な評価機関が、客観的・専門的な立場から総合的に評価します。

評価受審により、事業者のサービスの質の向上への取組促進、利用者のサービス選択を支援するための情報提供を目的としています。

#### ●神奈川県では、

「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」（以下「推進機構」という。）を社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会内に設置し、普及啓発事業、評価調査者養成研修・登録事業、評価機関認証事業、評価結果公表事業等を行っています。

<社会福祉法>（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の向上の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

#### (2) 評価を受けるメリット

- ・ サービスの質の向上への気づきが得られます。
- ・ 利用者・地域との信頼関係の構築に役立ちます。
- ・ 職員の教育・研修の一つとして評価結果を活用できます。
- ・ 福祉サービスをこれから利用しようとしている方や就職先として施設を探している方にアピールできます。

#### (3) 評価結果の公表

推進機構のホームページやWAMネット、横浜市ホームページ、川崎市ホームページを通じて公表しています。また、「かながわ福祉人材センター」において評価結果を閲覧することができます。

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ

<http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/eec0bc1de284ceff282e8f92eee1fd01>

#### (4) 福祉サービス第三者評価を受審するには

第三者評価を行っている評価機関にお問い合わせください。推進機構のホームページには、評価機関の情報や各評価機関が行った評価結果も掲載していますので、評価機関選定の参考にしてください。

また、事業者説明会を毎年2回実施しています。平成30年度は、6月及び11月に予定しています。第三者評価を実際に受審した事業所からの受審報告や評価機関の紹介も行っておりますので、ぜひ御参加ください。

なお、詳細は決まり次第、推進機構のホームページのほか、「介護情報サービスかながわ」に掲載します。

(参考 福祉サービス評価の種類)

自己評価	利用者評価	第三者評価
サービス事業者自らが、自らが提供するサービスの質を評価すること。	利用者(場合により家族も含む)自身が、利用しているサービスについて評価を行うこと。	中立・公正な第三者評価機関が、事業者との契約に基づき、当該事業者のサービスの質を評価すること。
「自己評価」には、 ①事業者が自らの自由裁量で 主体的に取り組む「自己評価」 ②第三者評価の過程で行われる「自己評価」 の2つがあります。  ①の自己評価では、評価項目・ 基準は事業者が任意で自由に設定 <sup>する</sup> ことができ、自己評価結果の扱い方も事業者の判断に委ねられます。 ②の自己評価では、第三者評価項目に基づいて自己評価を行い、自己評価結果は第三者評価機関に提出することになります。	福祉サービス利用者や利用者家族が、自ら利用しているサービスの評価を行うことは困難な面もあるため、実際には事業者や第三者機関などが利用者や利用者家族に対し意向調査を行うことで利用者からの評価を受ける形式が主に採用されています。 この場合も、 ①事業者が自ら利用者への調査を行う ②事業者が外部機関・団体に委託して調査を行う(第三者評価の過程で行われる利用者調査も含む) の2つがあります。	<u>本県での第三者評価は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた「第三者評価機関」が、推進機構が規定する「評価条件(評価手法や評価調査者等)」を満たして実施した「評価」に限定されます。</u> 第三者評価は事業者と評価機関との契約に基づいて実施されます。 第三者評価として認められた評価結果は、推進機構のホームページで公表されます(公表期間は3年間)。 (他に国の通知により指定地域密着型サービス外部評価が第三者評価とみなされています)。

## 1 かながわベスト介護セレクト20と優良介護サービス事業所「かながわ認証」

現在の介護保険制度では、質の高い介護サービスを提供し、利用者の要介護度が軽減すると介護報酬が減額となるなど、利用者の自立に向けた事業者や職員の努力が収益向上に反映されにくい仕組みとなっています。

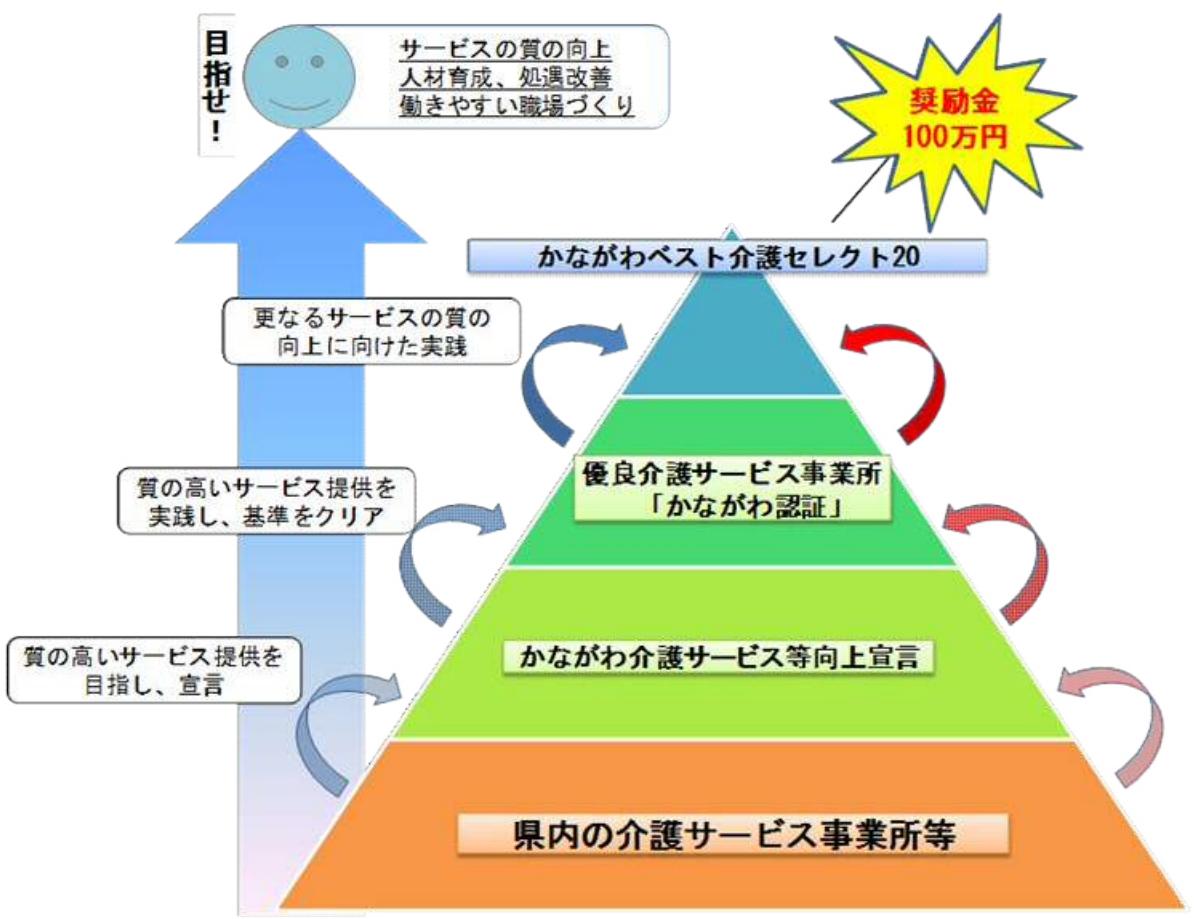
また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）には、約2万5,000人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要があります。

そこで、本県では、介護に頑張る事業所を応援する本県独自の取組みとして、介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善に顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を表彰し、奨励金（1事業所100万円）を交付する「かながわベスト介護セレクト20」を実施しています。

さらに、この制度のすそ野を広げるため、サービスの質や人材育成、処遇改善等について一定の水準を満たしている介護サービス事業所等を認証し、認証書を交付する優良介護サービス事業所「かながわ認証」も実施しています。

これらの取組みにより、「頑張れば報われる」といった機運が醸成され、今後の更なるサービスの質の向上につながることを目指します。

### 【実施イメージ】



## 【対象】

介護保険法に基づく次のサービスを提供している県内（政令・中核市も含む。）介護サービス事業所等とします。

サービス区分	介護サービスの種類
訪問系サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所系サービス	通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、 <b>地域密着型通所介護</b>
居住系サービス	特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
入所系サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護（併設施設を除く。）、短期入所療養介護（併設施設を除く。）

## 【要件】

申請を希望される事業所は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 申請年度の4月1日を基準として、事業所指定から3年が経過していること。
- (2) 申請年度及び前年度末日以前3年において、法人あるいは事業所が、指導・監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていないこと、かつ事業所において虐待等の不祥事を起こしていないこと。
- (3) 介護サービス情報公表制度で、事業所の運営体制や介護サービス提供体制等を示すレーダーチャート7分野すべてが4点以上であること。
- (4) 「神奈川県介護サービス事業所によるサービスの質等の向上宣言の実施に関する要綱」に基づき、かながわ介護サービス等向上宣言を行っていること。

## 【平成30年度の実施について】

受付方法や要件等を御確認の上、以下のURLから申請及び応募くださるようお願いします。

かながわベスト介護セレクト20・優良介護サービス事業所「かながわ認証」

<http://nиншо.kanafuku.jp/>

【受託先】公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会

応募及び申請に関する問合せ先：045-227-5692

制度に関する問合せ先  
福祉子どもみらい局福祉部地域福祉  
課福祉介護人材グループ  
電話 045-210-4755

## 1 神奈川県介護賞、かながわ福祉みらい賞及び神奈川県社会福祉関係者等表彰について

本県では、多年にわたり福祉の第一線で介護業務等に献身的に従事されている方や、研究発表等の優れた功績をあげた若手職員の方を表彰するため、標記表彰を実施しています。職員のモチベーションアップにご活用いただきため、ぜひともご推薦ください。

### 1 神奈川県介護賞

#### 社会福祉施設等で介護職員、生活支援員、児童指導員等として利用者の直接介護業務に携わる方

- ア 業務従事期間 20 年以上かつ、県内従事期間 10 年以上
- イ 年齢 40 歳以上
- ウ 神奈川県社会福祉関係者等表彰、指定都市長又は中核市長の社会福祉功労者表彰等を受賞している方 等

### 2 かながわ福祉みらい賞

#### 社会福祉施設等で、利用者の直接支援業務に従事している方又はチーム等の団体

(個人表彰)

- ア 介護職員、生活支援員、児童指導員等
- イ 年齢は 40 歳未満で、在職期間が常勤職員として通算 7 年以上の方
- ウ 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること 等

(団体表彰)

- ア 介護職員、生活支援員、児童指導員等を過半数とする団体
- イ 代表者を含む過半数が 40 歳未満であること
- ウ 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること 等

### 3 神奈川県社会福祉関係者等表彰

社会福祉施設等の長、社会福祉団体等の役員、社会福祉施設等に従事する医師・看護師・介護職員・指導員・保育士・調理員・事務員、ボランティア等

- ア 業務従事期間 15 年以上

- イ 40 歳以上

- ウ 市町村長の表彰又は神奈川県社会福祉協議会会長表彰を受賞している方 等  
※職種や業務内容により要件が異なります。

### 4 推薦方法

詳しい表彰要件及び推薦方法については、6月頃、県地域福祉課ホームページ「神奈川県介護賞」、「かながわ福祉みらい賞」及び「神奈川県社会福祉関係者等表彰」について、にて掲載しますので、ご確認の上、ご推薦くださるようお願いします。

神奈川県では、若年性認知症の人やその家族等の相談、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う、若年性認知症支援コーディネーターを県内3か所の認知症疾患医療センターに配置しました。

(1) 配置場所

担当地区	配置場所	所在地 相談窓口電話番号相談日及び受付時間
県東部	久里浜医療センター	横須賀市野比5-3-1 046-848-1550(代)月～金曜日 8時30分～17時15分
県西部	曾我病院 (福祉医療相談室)	小田原市曾我岸148 0465-42-1630(代)月～金曜日 9～17時
横浜市	横浜市総合保健医療センター診療所 (総合相談室)	横浜市港北区鳥山町1735 045-475-0105(直通)月～金曜日 9～16時

(2) 事業内容

ア 個別相談事業

- ・ 若年性認知症の人やその家族等に対する相談対応(本人会議)
- ・ 相談内容を踏まえたサービス等の利用に関する支援
- ・ かかりつけ医や行政機関、勤務先等の関係機関との情報共有、支援内容についての連絡調整等の連携及び支援
- ・ 当事者同士の集まりの場の支援(本人会議)

イ 研修事業

- ・ 行政、医療、介護、企業担当者等支援関係者への研修の実施及び関係機関のネットワークづくり

(神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6401/>)

【問合せ先】

神奈川県福祉子どもみらい局 高齢福祉課 高齢福祉グループ 電話045(210)4846

## 1-28 認知症リスクの軽減が期待される取組み～コグニサイズ～

神奈川県では、認知症リスクの軽減が期待される取組みとして、「コグニサイズ」を全県に普及・展開しています。

「コグニサイズ」とは、コグニション(認知)とエクササイズ(運動)を組み合わせた造語です。頭で考えるコグニション課題と、身体を動かすエクササイズ課題を同時にを行うことで、脳と身体の機能を効果的に向上させることをねらいとしたものです。



県のホームページにコグニサイズ等の実施団体を掲載するとともに、実施状況の報告をお願いしています。事業所でコグニサイズ等を実施している場合は、実績を県に情報提供いただくようお願いいたします。(様式はホームページに掲載しています。)

また、指導者がいなくても簡単にコグニサイズを学び、実践できるDVDを作成し、市町村や地域包括支援センターで貸出を行っていますので、詳細は県ホームページをご覧いただき、是非ご活用ください。

(神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12651/>)  
【問い合わせ先】

神奈川県保健福祉局 高齢福祉課 高齢福祉グループ 電話045(210)4846





あなたを悪質商法から守る！

# 契約のきりふだ

## 高齢者編

平成27年度に神奈川県内の消費生活相談窓口に寄せられた苦情相談件数の約3割が65歳以上の方の相談です。



# 利殖商法

ファンド型投資商品(iPS細胞事業・東京五輪関連事業・新エネルギー事業・太陽光発電など)、CO<sub>2</sub>排出権取引、社債、未公開株など

「必ず儲かる」などと言って、事業への投資や社債の購入などを持ちかけ、  
**出資金や購入代金をだまし取る**商法です。

\* 銀行やコンビニで口座へ振り込ませるだけでなく、直接自宅へ現金を取りに来る手口もあります。

**注意!**  
老後の資産が  
狙われています

たとえば…



購入資格のある貴方が  
代わりに買ってくれば  
高く買い取りますよ!

あるいは…



○○相談センターです。  
最近あやしい電話は  
ありませんでしたか?  
B社から投資勧誘?  
B社なら大丈夫ですよ。



## 被害を防ぐポイント

- 「元本保証」「必ず儲かる」は信用しない！
- 「しくみは分からないけど、儲かるなら...」と  
契約するのは危険！
- しつこいときは遠慮せず、**はっきり！きっぱり！お断り！**

過去に被害に遭った人が、ふたたび被害に遭うことを**「二次被害」**と言います。

過去の被害情報や契約情報が出回っており、「**被害を回復したい**」という心理に付け込んで、様々な勧誘をします。

**注意!**  
過去に被害に  
遭った方！

## 被害を防ぐポイント

- 「損を取り戻せる」  
「個人情報を削除してあげる」  
も信用しない！

被害を回復  
できますよ！

また  
騙してやる  
ケケケ...



# 架空・不当請求

アダルトサイト、出会い系サイト、ノウハウ情報(パチンコ必勝法・競馬情報・内職など高収入が得られる方法)など

サイトを閲覧していたら、いきなり**料金を請求する画面**が現れて**消えなくなる**、といったトラブルが増えています。

- \* サイトを閲覧しただけで、契約が成立したり、個人情報が特定されることはありません。虚偽の請求画面で騙そうとしています。



## 被害を防ぐポイント

- **絶対に自分から連絡しない！  
慌てて支払わない！**
- **はい YES 入場する OK ENTER  
などの認証ボタンを安易に押さない！**

急に料金を請求する画面が!  
再起動しても消えない...  
一体どうすれば...



請求画面が消えなくなったら...

(独)情報処理推進機構 情報セキュリティ安心相談窓口 **検索**  
**03-5978-7509** ※メールやFAXでも相談できます

# 送りつけ商法

健康食品、海産物(カニなど)、サプリメント、化粧品など

**注文をしていない商品を一方的に送りつけ、代金を請求する商法です。**

- \* 口座へ振り込ませるだけでなく、代金引換配達で送りつけたり、現金書留郵便の封筒を同封して支払いを請求する手口も見られます。



## 被害を防ぐポイント

- 注文した覚えがなければ、**支払わない！**
- 宅配便の**受取拒否**も可能！
- 受け取ってしまっても、**使用せずに一定期間過ぎれば処分可能！**  
(※返送する場合の費用は販売事業者の負担)



注文した覚えはないのだが...

# 通信販売

健康食品、健康器具、服、バッグなど

「注文した商品がイメージと違う...」「返品できると思っていたのに...」といったトラブルが多く寄せられています。



## トラブルを防ぐポイント

(6~7ページ参照)

- 通信販売はクーリング・オフができない！
- 色や仕様、返品ができるか  
購入前に必ず確認！

## 返品に関する記載がない場合...

- 商品受領から8日以内  
であれば、返品可能！  
(※ただし、返送費用は購入者の負担)



# 訪問購入

貴金属(アクセサリー・指輪)、宝石、金貨、着物など

「古着を買い取る」などと事業者が突然訪問し、売るつもりのなかったアクセサリーなどを強引に買い取る商法です。

\* 訪問購入は、クーリング・オフ(6~7ページ参照)の制度が適用されますが、一度、商品を引き渡してしまうと、返還請求を行っても、手元には戻らない場合がほとんどです。



## 被害を防ぐポイント

- むやみに事業者を  
家に入れない！
- 売るつもりがなければ、  
きっぱり断る！
- その場で決めず、家族など  
周囲の人とまず相談！



# 点検商法

リフォーム工事(屋根・耐震・塗装)、浄水器、布団、床下換気扇、シロアリなど

「無料で点検する」と訪問し、不安をあおる説明をして、高額な契約をさせる商法です。

※ 一度契約すると、次々に契約を迫る事例もみられます。



## 被害を防ぐポイント

- 「今日中に！」などと**契約を急がせる**事業者は要注意！
- その場で決めず、家族など周囲の人には**まず相談**！
- 複数の事業者に見積りを依頼！**相場を調べる**！

耐震性に問題がありそうですね。  
今ならキャンペーン中なので  
無料で点検しますよ！

本当に地震に  
耐えられない  
かしら…



## 「振り込め詐欺」にご用心！

### オレオレ詐欺 息子や孫を装い…

「失くした鞄の中に会社のお金が…」

「事故を起こして相手に怪我をさせた…」

ちょっと待って！  
冷静になって  
まず確認！

### 還付金詐欺 市役所や社会保険事務所を装い…

「医療費、保険金が戻ります！急いで手続きを！」



## 被害を防ぐポイント

- 一旦電話を切り、まず冷静に！
- 一人で悩まない！ほかの家族や周囲の人、警察に**相談**！
- 家族の間で**合言葉**や**緊急連絡先**を決めておく！
- **留守番電話機能**を利用！  
必要な電話だけ**かけなおす**！

おばあちゃん  
僕だよ！

母さん？  
オレだよオレ



助けて！今すぐお金が必要！

# クーリング・オフの対象になるものは？

クーリング・オフができる期間は、  
契約書面を受け取った日を含めて数えます。

## 訪問販売

自宅・職場への訪問販売、催眠(SF)商法、  
キャッシュセールス、アポイントメントセールス、  
展示販売など営業所以外で交わした契約

## 訪問購入

自宅など営業所等以外の場所で、事業者が消費者  
から、貴金属や着物などの物品を買い取る契約

## 電話勧誘販売

事業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約

## 特定継続的役務提供

エステティックサロン、語学教室、家庭教師、  
学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス

## 連鎖販売取引

マルチ商法

## 業務提供誘引販売

内職・モニター商法

8日間

20日間

## クーリング・オフできないもの

× 自分の意思で使用・消費した  
健康食品や化粧品などの  
消耗品

× 自分の意思で店舗に出向いて  
行った契約（左記表中の  
「特定継続的役務提供」を除く）

× 自動車（リース含む）、葬儀

× 3,000円未満の現金取引  
(訪問購入を除く)

× 通信販売（4ページ参照）

など

商品や条件によっては、クーリング・オフができません。  
迷ったときや困ったときは、消費生活センターへ！

## 記入上の注意

- 必ずハガキ等の**書面**で通知
- ハガキの両面をコピーして、**証拠として保存**
- **記録が残る「特定記録郵便」**  
や**「簡易書留郵便」**を利用
- 支払いがクレジットの場合、  
クレジット会社へも通知  
(※   内の記載は不要)
- あて名は、契約した事業者の  
**「代表者」**
- 代金未払いの場合や、商品  
を受け取っていない場合は、  
  内の記入は不要

申込(契約)日 平成   年   月   日

商品等名称

商品等価格

事業者名

担当者氏名

上記日付の申込を撤回(または、契約を解除)します。

つきましては、支払い済みの 円は、  
直ちに返金してください。

なお、商品は早急に引き取ってください。

平成   年   月   日 (記入日)

(契約者) 住所

(契約者) 氏名



# しまった! 解約したい! と思ったらクーリング・オフ



クーリング・オフとは、「無条件で契約を解除できる制度」です

## クーリング・オフの効果

- 書面を発信（窓口で手続き）した時点で有効になる。
- 未払い代金の支払義務がなくなり、既払い金は返還してもらえる。
- 商品は事業者の費用負担で返送できる。
- 工事が完了していても、事業者の負担で元に戻せる。
- 事業者は消費者へ、損害賠償や違約金の請求はできない。
- 事業者がうそや脅迫で、クーリング・オフを妨害した場合、期間が過ぎていてもクーリング・オフが可能。

### クーリング・オフ書面を書いてみよう！

点線部分で切り取れば、正式な書面として使用できます。

（詳しい書き方や注意点は 6 ページを参照してください。）

郵便窓口  
へ持参



〈住 所 欄〉

〈あて名欄〉

(事業者名)

(代表者名)

様

郵便はがき

（特定記録郵便）  
または（簡易書留郵便）

オモテ面

〈書き方例〉

申込（契約）日 平成 □年□月□日

商品等名称

商品等価格

事業者名

担当者氏名

上記日付の申込を撤回（または、契約を解除）します。

つきましては、支払い済みの□円は、直ちに返金してください。  
なお、商品は早急に引き取ってください。

平成 □年□月□日（記入日）

（契約者） 住所

（契約者） 氏名

# 「クーリング・オフ」期間を過ぎてもあきらめないで!

〈専門の相談員が問題解決の方法を検討します。まずはご相談ください〉

■横浜市 **045-845-6666**

■川崎市 **044-200-3030**

■相模原市  
(総合)(北)(南) **042-776-2511**

(北、南は電話連絡後、来所での相談のみとなります)

■横須賀市 **046-821-1314**

■平塚市 **0463-21-7530**

(大磯町、二宮町にお住まいの方も)

■鎌倉市 **0467-24-0077**

■藤沢市 **0466-25-1111**

■小田原市 **0465-33-1777**

(箱根町、真鶴町、湯河原町に在住・在勤・在学の方も)

■茅ヶ崎市 **0467-82-1111**

(寒川町に在住・在勤・在学の方も)

■逗子市 **046-873-1111**

■三浦市 **046-882-1111**

■秦野市 **0463-82-5181**

■厚木市 **046-294-5800**

(清川村にお住まいの方も)

■大和市 **046-260-5120**

■神奈川県(かながわ中央消費生活センター) **045-311-0999** (月~金 9:30~19:00)  
(土・日・祝日 9:30~16:30)

■伊勢原市 **0463-95-3500**

■海老名市 **046-292-1000**

■座間市 **046-252-8490**

■南足柄市 **0465-71-0163**

(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町にお住まいの方も)

■綾瀬市 **0467-70-3335**

■葉山町 **046-876-1111**

■寒川町 **0467-74-1111**

(茅ヶ崎市に在住・在勤・在学の方も)

■大磯町 **0463-61-4100**

■二宮町 **0463-71-3311**

■中井町 **0465-81-1115**

■大井町 **0465-85-5002**

■松田町 **0465-83-1228**

■山北町 **0465-75-3646**

■開成町 **0465-84-0317**

■箱根町 **0460-85-7160**

■真鶴町 **0465-68-1131**

■湯河原町 **0465-63-2111**

■愛川町 **046-285-2111**

身近な相談窓口につながります  
消費者ホットライン

イヤヤ  
☎(局番なし) **188** 番



困ったときや心配なときは相談しよう

消費生活センターへ！



# かながわ くらしテキスト

皆さん安心で、よりよく暮らしを送っていただくための「応援テキスト」です。  
「ニヤン吉とマキマキちゃん」と一緒にさまざまな事例を知り、かしこい消費者をめざしましょう！



「不要な衣服などを何でも買い取る」と言われ、家に来てもらったら  
貴金属を売却するように迫られた。どうすればいいの!?



「不要になった衣服などを何でも買い取る」と言うのでお願いした  
訪問購入業者が家に訪ねてくることになりました。消費者の心構え  
として正しいと思うものはどれでしょう。

- ア 買取りを承諾していない物品の売却を迫られたら、きっぱり断る。
- イ 換金さえできればいいので、契約書面はもらわなくてよい。
- ウ お金になるし、いざとなれば物品を取り戻せるはずだから、  
すぐに物品は引渡す。



答え・解説は P3

# 事例紹介 「『不要な衣服などを何でも買い取る』と言われ、家に来てもらったら、売るつもりのなかった貴金属を買い取られた!」



ここでは、ハルさん(70歳代女性)のケースをもとに、見ていきましょう。



## 1 ある日、「不要品を買い取る」という訪問購入業者から電話がかかってきた。

業者「不要な衣服や靴などありましたら、ご自宅に伺って買い取させていただきたいのですが。」  
ハルさん「ちょうど片付けをしていたので、服の買取りをぜひお願ひしたいわ。」



不要な衣服や靴などを買い取ります



ハルさん



今すぐ  
サインして!

## 2 業者に来てもらうと、用意していた服では「たいした金額にはならない」と言われ、貴金属の売却を迫られた。

業者「せっかく来たのにこれだけ?これじゃあ帰れないよ。貴金属はないの?」  
ハルさん「貴金属…指輪ならありますか…」  
業者「この指輪なら5,000円で買い取る。  
契約書にすぐにサインして!」



## 3 担当者の強い口調に恐怖を感じて、ためらいはあったが、契約書にサインをして、指輪を渡したが…

「よく考えると、大切にしてきたものだったし、返してもらいたいわ。どうしたらしいのかしら。」

どうすればいいの?  
対処法は?

## こんな手口にご注意！

### ◆ 「何でも買い取る」と言っておきながら、貴金属の売却を迫ってきます。

衣服や靴などの買取りを名目に訪問してきますが、実際に衣服や靴を見せると「それではたいした金額にはならない」などと言われ、突然、貴金属を見せるよう要求されます。なかには、強引に売却を迫られたり、「売らない」と言ったのに貴金属を勝手に持つていかれるケースも見受けられます。

### ◆ 契約書面の記載内容が正確でない、十分な説明がなされない！

買い取られた物品が「アクセサリー一式」など特定が困難な記載の契約書面が交付されるケースや、そもそも書面が交付されないケースも見受けられます。

また、訪問購入業者から説明されるべき、クーリング・オフや物品の引渡し拒絶に関する説明が全くなされないなどのケースもあります。



## どうすれば!?

### ✓ 突然訪問した業者は家に入れない！安易に来訪を承諾しない！買取りを承諾していない貴金属の売却を要求されたらきっぱり断る！

事前の承諾なく勧誘することは禁止されているので、突然訪問した業者は家に入れないようにしましょう。前もって連絡があった場合でも、訪問目的をよく確認し、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。さらに、訪問を承諾した場合であっても、一人で対応するのではなく、できるだけ家族や友人、近所の人などに相談をして同席してもらうことをおすすめします。もし、突然、「貴金属はないか」など、事前に買取りを承諾していない物品の売却を要求されたら、きっぱりと断りましょう。

### ✓ 契約書面を十分に確認する！

書面を交付されない場合は交付を求めましょう。また、書面が交付された場合でも、一つ一つの物品が特定できるよう正確に記載されているかなど、注意して確認しましょう。

### ✓ クーリング・オフ期間内は、物品の引渡しを拒むことができます！

訪問購入では、契約を無条件で解除できるクーリング・オフ(契約日を含めて8日間)が可能です。しかし、物品を業者へ渡してしまうと、返還請求を行っても手元に戻らない場合があります。トラブルを防ぐために、物品をすぐに引渡さず、クーリング・オフ期間は手元に置いておくことをおすすめします。



県消費生活課ホームページでは、その他よくある消費生活相談事例を掲載しています。

神奈川県 消費生活トラブル相談事例

検索



消費者トラブルで困ったとき、迷ったときは、身近な消費生活センターへご相談を

消費者ホットライン

局番なし  
188番へ!

### P1の答え・解説 ▶▶▶

◎ 正しいもの：ア その場の雰囲気に流されて売却して、後悔するケースが多数あります。

✗ 間違っているもの：イ 契約書面を十分に確認しないと、後のトラブルの元となります！ ロ クーリング・オフしても物品が返ってこないケースが見受けられます。本当に買い取ってもらう必要があるのかを冷静に考えるためにも、すぐには物品を引渡さないことも一つの方法です。

# 神奈川県内の消費生活相談最新情報】(平成29年度上半期 消費生活相談概要より※)

※くわしい内容は、県消費生活課ホームページに掲載しています。 神奈川県消費生活課 H29 相談概要 [検索](#)

## 平成29年度の上半期の状況はどうなっているの?

- 平成29年度上半期に県内の消費生活センター等で受け付けた苦情相談件数は**31,225件**で、平成28年度上半期(32,614件)と比べると4.3%減少しています。
- 最も件数が多いのは「**デジタルコンテンツ**」の相談です。増加が目立つのは「**商品一般**」で、訴訟をほのめかすハガキによる架空請求が急増したためです。また、「**化粧品**」も依然として増加しています。

### 苦情相談の多い上位品目

	品目名	件数	前年度同期比	特徴
1	デジタルコンテンツ	5,194	↓	身に覚えのない有料情報サイトなどの未納料金を請求される「架空請求」などの相談。
2	商品一般	2,954	↑	訴訟をほのめかすハガキによる架空請求の相談が急増。
3	不動産賃借	1,470	↓	賃貸アパートの原状回復や敷金の清算トラブルなどの相談。
4	工事・建築	1,254	↓	訪問販売による屋根工事やリフォーム工事トラブルなどの相談。
5	インターネット接続回線	904	↓	プロバイダやインターネット回線のサービス内容、料金等に関する相談。
〈参考〉				
8	化粧品	622	↑	インターネット通販で「お試しで注文したところ、定期購入契約だった」との相談。



### 高齢者(契約当事者年齢が65歳以上の者)の相談について

- 高齢者の苦情相談件数は**9,156件**で、前年度同期(8,821件)と比べ3.8%増加しました。苦情相談の約3割(29.3%)が高齢者からの相談です。
- 高齢者の占める割合は、「**訪問購入**」が**57.9%**で最も高くなっています。平成29年度上半期の相談件数は271件で、前年度同期(248件)と比べ9.3%増加しています。このうち、高齢者の相談件数は157件で、前年度同期(132件)と比べ18.9%増加しています。

### 平成29年度上半期 主な販売購入形態ごとの高齢者の相談の占める割合

主な販売購入形態	高齢者の占める割合	高齢者の件数	全体の件数	主な相談内容
訪問購入	57.9%	157	271	不要品を買い取ると言われたのに貴金属を買い取られた。
電話勧誘販売	53.3%	717	1,344	今より料金が安くなるとインターネット回線の勧誘電話があり、よく分からぬまま契約してしまった。
訪問販売	49.8%	1,596	3,204	屋根を点検すると訪問してきた事業者に勧められるままに高額な屋根修理工事を契約してしまった。
ネガティブ・オプション	39.4%	37	94	注文していない健康食品が送られてきたが、どうすればよいか。
通信販売	23.0%	2,626	11,412	テレビショッピングを見て拡大鏡を購入した。使ってみるとよく見えないので、返品を申し出たら断られた。
マルチ・マルチまがい	15.0%	48	321	他の人を紹介してもらえば報酬が得られると言われ会員になったが、やっぱりやめたい。どうすればよいか。

「かながわくらしテキスト」は、県機関・公民館・図書館・金融機関・一部スーパーマーケットなどにおいてあります。

# I 介護報酬算定上の留意点について

## ● 国の基準・留意事項（本文中では基本的に居宅サービスのみ引用しています。）

○費用の額の算定に関する基準：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)【厚告19】※介護予防サービスは【厚告127】

○サービスに関する基準：指定居宅サービス等および指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）【老企25】

○留意事項：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）【老企36】※介護予防サービスは【老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001】

### （1）居宅療養管理指導の内容 【厚告19別表5イ、老企36第二6（2）①】

- ・計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員（特定施設入居者生活介護等の介護支援専門員を含む。）に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。
  - ・利用者が他の介護サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護サービス事業者等に介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行います。
- ※ 算定上のルールは2ページ（4）を参照してください。

### （2）居宅でのサービス提供 【厚告19別表5イ】

居宅療養管理指導は利用者の居宅において行われるもので、利用者の居宅以外で提供したサービスについて介護報酬を算定することはできません。

#### 【ポイント】

- ・「居宅」には、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。）、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を含みます。

#### 【指導事例】

- 短期入所生活介護の利用者に対し、その施設内で行った居宅療養管理指導について居宅療養管理指導費を算定していた。
- 介護保険施設（=介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の入所（院）者に対し、居宅療養管理指導を行っていた。

### （3）情報提供及び指導又は助言の方法 【老企36第二6（2）②】

#### ＜介護支援専門員に対する情報提供の方法＞

- ・居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とします。（必ずしも文書等による必要はない。）
- ・サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合については、その情報提供の要点を記載します。当該記載については、医療保険の診療録に記載することは差し支えありませんが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにする必要があります。

- ・サービス担当者会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、情報提供すべき事項（薬局薬剤師に情報提供する場合は、診療状況を示す文書等の内容も含む。）について、原則として、文書等（メール、FAX等でも可）により、介護支援専門員に対して情報提供を行います。
- ・文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。

### 【ポイント】

#### ◎情報提供すべき事項

- ア 基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師氏名、利用者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等)
  - イ 利用者の病状、経過等
  - ウ 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
  - エ 利用者の日常生活上の留意事項
- ※情報提供は、医科診療報酬点数表における診療情報提供料に定める様式を活用して行うことも可能です。

#### <利用者・家族等に対する指導又は助言の方法>

- ・介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等に関する指導又は助言は、文書等の交付により行うよう努めます。
- ・文書等により指導又は助言を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。
- ・口頭により指導又は助言を行った場合については、その要点を記録します。当該記載については、医療保険の診療録に記載することは差し支えありませんが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにする必要があります。

### (4) 算定上のルール 【厚告19別表5イ】【老企36第二6 (2) ③～⑤】

- ・主治の医師及び歯科医師が、1人の利用者について、それぞれ1月に2回まで算定します。
- ・原則として（※）、介護支援専門員への情報提供がない場合には、算定できません。
- ・（医師が行う場合のみ）医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、居宅療養管理指導を行った場合は、居宅療養管理指導費（Ⅱ）294単位を算定します。
- ・1人の利用者について、1人の医師及び1人の歯科医師のみが1月に2回まで算定できます。複数の医師及び歯科医師が居宅療養管理指導費を算定することはできません。
- ・主治の医師又は歯科医師が居宅療養管理指導を行います（主治の医師又は歯科医師以外の医師又は歯科医師が居宅療養管理指導を行わない）。ただし、主治の医師又は歯科医師がやむを得ない事情により訪問できない場合については、同一医療機関の医師・歯科医師が代わりに訪問して行った場合も算定できます。
- ・算定日は「当該月の訪問診療又は往診を行った日」です。請求明細書の摘要欄には、訪問診療若しくは往診の日又は当該サービス担当者会議に参加した場合においては、文書等を交付した日を記入します。

### 【ポイント】

#### ◎介護支援専門員による居宅サービス計画の作成が行われていない場合（※）

居宅療養管理指導以外のサービスを利用していない利用者や自ら居宅サービス計画を作成している利用者など、介護支援専門員による居宅サービス計画の作成が行われていない利用者に対して居宅療養管理指導を行う場合は、介護支援専門員への情報提供がない場合であっても算定可能です。

ただし、当該利用者が、居宅療養管理指導以外にも他の介護サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該他の介護サービス事業者等に対し、介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行います。

### 【指導事例】

- 介護支援専門員に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行っていないにもかかわらず、居宅療養管理指導費を算定していた。
- 1人の利用者について、複数の医師が居宅療養管理指導費を算定していた。

### (5) 単一建物居住者に対して行う場合 <厚告19、老企36>

居宅療養管理指導を行う場合、单一建物居住者の人数に従い、所定の単位数を算定します。

※居宅療養管理指導の利用者が居住する建築物に居住する者のうち、同一月の利用者数を「单一建物居住者の人数」という。

### 【ポイント】

#### ◎「单一建物居住者」とは

- ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者
- イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている利用者

※ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を「单一建物居住者の人数」とみなすことができます。

### <医師が行う場合>

#### ① 居宅療養管理指導費 (I)

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者 1人に対して行う場合       | 507単位 |
| (2) 単一建物居住者 2人以上9人以下に対して行う場合 | 483単位 |
| (3) 単一建物居住者 10人以上に対して行う場合    | 442単位 |

#### ② 居宅療養管理指導費 (II)

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者 1人に対して行う場合       | 294単位 |
| (2) 单一建物居住者 2人以上9人以下に対して行う場合 | 284単位 |
| (3) 单一建物居住者 10人以上に対して行う場合    | 260単位 |

### <歯科医師が行う場合>

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| (1) 单一建物居住者 1人に対して行う場合       | 507単位 |
| (2) 单一建物居住者 2人以上9人以下に対して行う場合 | 483単位 |
| (3) 单一建物居住者 10人以上に対して行う場合    | 442単位 |

### 【「单一建物居住者が 1人の場合」を算定する場合】

- ・ 1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合
- ・ 居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該事業所が居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合
- ・ 当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該事業所が居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合

## (6) 医療保険との調整

- （医師が行う場合）同一月において、医師による居宅療養管理指導費を算定している場合、医科診療報酬点数表の診療情報提供料（I）の注2（保険医療機関から市町村又は指定居宅介護支援事業者等への保健福祉サービスに必要な情報提供）及び注3（保険医療機関から保険薬局への在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な情報提供）は算定できません。
- （歯科医師が行う場合）同一月において、歯科医師による居宅療養管理指導費を算定している場合、歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料、診療情報提供料（I）の注2（保険医療機関から市町村又は指定居宅介護支援事業者等への保健福祉サービスに必要な情報提供）及び注6（保険医療機関から老人性認知症センター等への患者の紹介）並びに歯科疾患在宅療養管理料は算定できません。

### ◎医療保険と介護保険の居宅療養管理指導における給付調整の詳細について

介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>) —ライブラリ（書式／通知）－5. 国・県の通知－「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項等について」の一部改正

## (7) 特別地域における加算

[居宅療養管理指導] (厚告19-5イ注3、ロ注2) [介護予防居宅療養管理指導] (厚告127-4イ注3、ロ注2)

- 特別地域加算の対象地域（※1）に所在する場合であって、指定居宅療養管理指導事業所の医師又は歯科医師が、居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 神奈川県内の対象地域（※1）

山北町（三保、共和、清水）、清川村（宮ヶ瀬、煤ヶ谷）、相模原市緑区（鳥屋、青根、牧野）

## (8) 中山間地域等における小規模事業所に対する加算

[居宅療養管理指導] (厚告19-5イ注4、ロ注3) (老企36 第2-6(8)) [介護予防居宅療養管理指導] (厚告127-4イ注4、ロ注3)

- ① 別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（※2）に適合する指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の医師又は歯科医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算します。
- ② 延訪問回数は、前年度（3月を除く）の1月当たりの平均延訪問回数で算定します。
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数を用いることとなるため、4月目以降に算定が可能となります。
- ④ 3月平均で計算する場合は、毎月ごとに記録し、3月平均で所定の人数を上回った場合は、直ちに当該加算の取り下げの申請をしなければなりません。
- ⑤ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があります。

### 神奈川県内の対象地域（※1）

山北町（三保、共和、清水を除く）、湯河原町、清川村（宮ヶ瀬、煤ヶ谷を除く）、相模原市緑区（旧津久井町（鳥屋、青根を除く）、旧藤野町（牧野を除く））、南足柄市（旧北足柄村=内山、矢倉沢）、大井町（旧相和村=赤田、高尾、柳、篠塙）、松田町（旧寄村、旧松田町=松田町全域）、真鶴町

### 厚生労働大臣が定める施設基準（※2）

1月あたり延訪問回数が50回以下（介護予防居宅療養管理指導の場合は5回以下）の指定居宅療養管理指導事業所であること

## (9) 中山間地域等居住者へのサービス提供に対する加算

[居宅療養管理指導] (厚告19-5イ注5、ロ注4) (老企36 第2-6(9)) [介護予防居宅療養管理指導] (厚告127-4イ注5、ロ注4)

- 指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の医師又は歯科医師が、別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、指定（介護予防）居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算します。

※ 医科診療報酬点数表 C000 往診料の注4、C001 在宅患者訪問診療料の注9又は歯科診療報酬点数表 C000 歯科訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外されます。

※ 当該加算を算定する場合、利用者から別途交通費の支払いを受けることはできません。

### 神奈川県内での対象地域（※1）

山北町、湯河原町、清川村、相模原市緑区（旧津久井町、旧藤野町）、南足柄市（旧北足柄村=内山、矢倉沢）、大井町（旧相和村=赤田、高尾、柳、篠窪）、松田町（旧寄村、旧松田町=松田町全域）、真鶴町

## II 基準条例について

### 1 基準条例の制定

- 従前、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等については、厚生省令及び厚生労働省令により全国一律の基準等が定められていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。いわゆる「第1次一括法」）及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」が改正され、各地方自治体において、当該基準等を条例で定めることとなり、神奈川県では、次のとおり当該基準等を定める条例を制定しました。
- 県内（指定都市及び中核市を除く。）に所在する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、これらの条例の施行日である平成25年4月1日から、条例に定められた基準等に従った事業運営を行わなければなりません。

### 2 基準条例の改正

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の制定に伴い、並びに介護保険法の規定に基づき、各基準省令が改正されたことに伴い、各基準条例・基準条例施行規則・解釈通知は改正されています。改正後の基準条例等の規定に従って、適正に事業を実施しなければなりません。

#### 【指定居宅療養管理指導に関する基準】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成25年神奈川県条例第20号。以下「居宅条例」という。)

#### 【指定介護予防居宅療養管理指導に関する基準】

- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例  
(平成25年神奈川県条例第21号。以下「予防条例」という。)

#### (参考)居宅条例及び予防条例の掲載場所

- 介護情報サービスサービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)
  - ライブラリ (書式／通知)
  - 5. 国・県の通知
    - 高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について  
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=686&topicid=6>)
    - 7. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
    - 8. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例
- 改正後の居宅条例及び予防条例の掲載場所
  - 7. 条例・解釈通知等
    - 高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について (H30.4.1)  
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=924&topicid=9>)
    - 10. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
    - 11. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

### III 運営基準について

居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導で、基準の内容が同じものは1つにまとめ、居宅療養管理指導の内容を記載しています。介護予防居宅療養管理指導の基準については適宜読み替えてください。

#### 1 サービス開始の前に

##### (1) 内容及び手続の説明及び同意 【居宅条例 98条(第9条準用)】【予防条例 94条(第51条の2準用)】

指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行わなければなりません。また、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

##### 【ポイント】

「利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書」(=重要事項説明書)に記載すべき事項としては次のようなものが想定されます。

- ア 法人、事業所の概要 (法人及び事業所の名称、事業所番号、併設サービスなど)
- イ 従業者の職種、員数、勤務体制、職務の内容
- ウ 営業日、営業時間
- エ 利用料、その他の費用の額 (利用者負担額及び交通費)
- オ 通常の事業の実施地域
- カ 事故発生時の対応
- キ 苦情処理の体制 (事業所担当者、市町村、国民健康保険団体連合会等の苦情相談窓口も記載する。)
- ク その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項  
(従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応など)

- ※ 重要事項を記した文書を交付して説明した際には、事業者として重要事項説明書を交付して説明したことを記録するとともに、利用申込者が重要事項の内容に同意したこと及び当該文書の交付を受けたことが確認できるよう利用申込者の署名又は押印を得ることが望ましいです。
- ※ 重要事項を記した文書と運営規程の内容に齟齬がないようにしてください。

重要事項説明書と契約書は目的の異なる別の書類です。サービス提供の開始についての同意は、利用申込者及び事業者双方を保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容も含めて確認することが望ましいものと考えます。

#### 【指導事例】

- 重要事項説明書を利用申込者等に交付していなかった。（交付した記録が確認できなかつた。）
- 契約書は作成されていたが、重要事項説明書が作成されていなかった。

#### (2) 提供拒否の禁止 【居宅条例 第98条(第10条準用)】【予防条例 94条(第51条の3準用)】

正当な理由なく、居宅療養管理指導の提供を拒んではなりません。

#### 【ポイント】

- ・原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されています。
- ・提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次に掲げる事例が想定されています。
  - ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
  - イ その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難な場合

#### (3) サービス提供困難時の対応 【居宅条例 第98条(第11条準用)】【予防条例 第94条(第51条の4準用)】

利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければなりません。

#### (4) 受給資格等の確認 【居宅条例 第98条(第12条準用)】【予防条例 第94条(第51条の5準用)】

指定居宅療養管理指導の利用申込があった場合は、利用申込者の提示する被保険者証（介護保険）により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。

また、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するよう努めなければなりません。

#### (5) 要介護認定の申請に係る援助 【居宅条例 第98条(第13条準用)】【予防条例 第94条(第51条の6準用)】

指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者について要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認するとともに、当該申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

また、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があることから、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

## 2 サービス開始にあたって

### (6) 心身の状況等の把握 【居宅条例 第98条(第14条準用)】【予防条例 第94条(第51条の7準用)】

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

### (7) 居宅介護支援事業者等との連携 【居宅条例 第95条】【予防条例 第94条(第69条準用)】

指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

また、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

### (8) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

#### 【居宅条例 第98条(第17条準用)】【予防条例 第94条(第51条の10準用)】

居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しなければなりません。

## 3 サービス提供時

### (9) 身分を証する書類の携行 【居宅条例 第98条(第19条準用)】【予防条例 第94条(第51条の12準用)】

居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するように指導しなければなりません。

### (10) サービスの提供の記録 【居宅条例 第98条(第20条準用)】【予防条例 第94条(第51条の13準用)】

指定居宅療養管理指導を提供したときは、提供したサービスの具体的な内容等（提供日時、訪問者、指導の内容、利用者の状況など）を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

## 4 サービス提供後

### (11) 利用料等の受領 【居宅条例 第93条】【予防条例 第91条】【介護保険法施行規則 第65条】

- 法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供したときは、その利用者から利用者負担として、1割又は2割（一定以上の所得を有する第1号被保険者については平成30年8月から3割）相当額の支払を受けなければなりません。
- 指定居宅療養管理指導の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付しなければなりません。なお、当該領収証には、要した費用につき、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。

#### 【ポイント】

- ア 利用者負担を免除することは、介護保険制度の根幹を揺るがす行為であり、直ちに指定を取り消すこと等を検討すべき重大な基準とされています。
- イ 領収証には、利用者負担とその他の費用の額を区分して記載する必要があります。また、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。なお、領収証及び請求書には、利用者が支払う利用料の内訳を把握することができるよう、サービスを提供した日や利用者負担の算出根拠となる請求単位などを記載してください。

#### \* 領収証の様式例

「介護保険制度下での居宅サービス等の対価にかかる医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号・平成18年12月1日老健局総務課企画法令係事務連絡）の別紙様式 参照

## (12) 保険給付の請求のための証明書の交付

【居宅条例 第98条(第22条準用)】【予防条例 第94条(第52条の2準用)】

償還払いを選択している利用者から利用料の支払（10割全額）を受けた場合には、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他利用者が市町村に対する保険給付の請求を行う上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければなりません。

## 5 サービス提供時の注意点

### (13) 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針 【居宅条例 第94条】【予防条例 第95条】

- ・指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行わなければなりません。
- ・指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

### (14) 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 【居宅条例 第95条】【予防条例 第96条】

- ・指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行います。
- ・指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行います。
- ・利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書の交付により行うよう努めなければなりません。
- ・指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行います。
- ・居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議へ参加して行わなければなりません。
- ・サービス担当者会議へ参加して情報提供又は助言を行うことが困難なときは、原則として、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付により行わなければなりません。
- ・利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録します。

### (15) 利用者に関する市町村への通知

【居宅条例 第98条(第27条準用)】【予防条例 第94条(第52条の3準用)】

- ・利用者が次の①又は②に該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。
  - ① 正当な理由なく指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 6 事業所運営

### (16) 管理者の責務 【居宅条例 第98条(第56条準用)】【予防条例 第94条(第54条準用)】

- 管理者は、従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければなりません。
- 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければなりません。

### (17) 運営規程 【居宅条例 第96条】【予防条例 第92条】

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（＝運営規程）を定めなければなりません。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間
- エ 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- オ 通常の事業の実施地域
- カ その他運営に関する重要事項（従業者の研修、衛生管理、秘密保持、苦情対応、事故発生時の対応等）

### (18) 勤務体制の確保等 【居宅条例 第98条(第32条準用)】【予防条例 第94条(第55条の2準用)】

利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制を定め、当該事業所の居宅療養管理指導従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しなければなりません。

また、居宅療養管理指導従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければなりません。

### (19) 衛生管理等 【居宅条例 第98条(第33条準用)】【予防条例 第94条(第55条の3準用)】

居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなりません。

また、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければなりません。

### (20) 掲示 【居宅条例 第98条(第34条準用)】【予防条例 第94条(第55条の4準用)】

事業所の利用申込者が見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制、利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制など）を掲示しなければなりません。

#### 【ポイント】

- ・掲示すべき内容は重要事項説明書に網羅されていますので、多くの事業所では重要事項説明書を掲示用に加工して掲示しています。
- ・重要事項説明書や運営規程の全てを掲示する必要はありません。（重要事項の概要が掲示されていればよい）

→ 参考：（1）内容及び手続の説明及び同意

## (21) 秘密保持等 【居宅条例 第98条(第35条準用)】【予防条例 第94条(第55条の5準用)】

従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

また、過去に従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置（従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用をする際に誓約させるなど）を講じなければなりません。

なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければなりません。

### 【ポイント】

- ・利用者の個人情報の使用は、サービス担当者会議において、居宅介護支援事業者や他のサービス事業者に対して利用者等に関する情報を提供する場合などが想定されます。このことについて、あらかじめ、利用者等に説明を行い、文書により利用者等から同意を得ておかなければなりません。
- ・個人情報を用いる場合の利用者及びその家族からの同意は、利用開始時に個人情報使用同意書をもらうなど、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで構いません。

→ 参考：巻末「個人情報保護について」

## (22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

### 【居宅条例 第98条(第37条準用)】【予防条例 第94条(第55条の7準用)】

居宅介護支援事業者による居宅介護支援（居宅サービス事業者の紹介など）の公正中立性を確保するため、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することは禁止されています。

### 【ポイント】

- ・居宅介護支援事業者に対する利益供与は、介護保険制度の根幹を揺るがす行為であり、直ちに指定を取り消すこと等を検討すべき重大な基準とされています。

## (23) 苦情処理

### 【居宅条例 第98条(第38条準用)】【予防条例 第94条(第55条の8準用)】

- ・提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置、苦情を処理するために講ずる措置の概要を明示、その他の必要な措置を講じなければならず、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなりません。
- ・利用者等が市町村に苦情を申し出た場合、市町村が行う調査等に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならず、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければなりません。
- ・利用者等が国民健康保険団体連合会に苦情を申し出た場合、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならず、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければなりません。

## (24) 市町村が実施する事業への協力

【居宅条例 第98条(第38条準用)】【予防条例 第94条(第55条の8準用)】

事業の運営に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければなりません。

### 【ポイント】

- 「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。

## (25) 事故発生時の対応 【居宅条例 第98条(第40条準用)】【予防条例 第94条(第55条の10準用)】

### <実際に事故が起きた場合>

- 市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならず、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。
- 指定居宅療養管理指導の提供により発生した事故が賠償すべき事故である場合には、速やかに損害を賠償しなければなりません。

### <事故の未然防止・再発防止>

- 事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- 事故に至らなかつたが発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）や現状を放置しておくと事故に結びつく可能性が高い状況については、事前に情報収集を行い、未然防止のための対策を講じます。

## (26) 会計の区分 【居宅条例 第98条(第41条準用)】【予防条例 第94条(第55条の11準用)】

指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。

### (参考)具体的な会計処理等の方法について

→「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）」参照

## (27) 記録の整備 【居宅条例 第97条】【予防条例 第93条】

従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければなりません。

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

- ① 提供したサービスの具体的な内容等の記録 ⇒ (10) サービスの提供の記録 参照
- ② 利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⇒ (15) 利用者に関する市町村への通知 参照
- ③ 苦情の内容等の記録 ⇒ (23) 苦情処理 参照
- ④ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⇒ (25) 事故発生時の対応 参照

## IV 人員基準、設備基準について

### 人員基準 【居宅条例 第 91 条】【予防条例 第 89 条】

医師又は歯科医師を 1 以上配置します。

### 設備基準 【居宅条例 第 92 条】【予防条例 第 90 条】

病院又は診療所であって、事業の運営に必要な広さを確保するとともに、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えます。

## 個人情報保護について

平成17年4月から、個人情報保護法が施行され、介護保険事業者も個人情報保護法に沿って事業運営をしていかなければなりません。

具体的な取扱いのガイドラインは、厚生労働省が出しています。

- ※ 個人情報保護  
⇒消費者庁のホームページ  
<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/index.html>
- ※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」  
⇒<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/work/lib/CT118ID8251N37.pdf>  
厚生労働省のホームページ  
⇒<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

ポイント	具体的な内容等
① 利用目的の特定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を取り扱うに当たり、利用目的を特定する。</li> <li>・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはいけない。</li> </ul>
② 適正な取得、利用目的の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。</li> <li>・あらかじめ利用目的を公表しておくか、個人情報取得後、速やかに利用目的を本人に通知又は公表する。 →公表方法（例：事業所内の掲示、インターネット掲載） 通知方法（例：契約の際に文書を交付するなど）</li> </ul>
③ 正確性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人データを正確かつ最新の内容に保つ。</li> </ul>
④ 安全管理・従業員等の監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人データの漏えい等の防止のための安全管理措置 →個人情報保護に関する規程の整備、情報システムの安全管理に関する規程の整備、事故発生時の報告連絡体制の整備、入退館管理の実施、機器の固定、個人データへのアクセス管理</li> <li>・従業者に対する適切な監督</li> <li>・個人データ取扱を委託する場合は、委託先に対する監督</li> </ul>
⑤ 第三者への提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個別データを提供してはならない。</li> </ul>
⑥ 本人からの請求への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から保有個人データの開示を求められたときには、当該データを開示しなくてはならない。</li> <li>・本人から保有個人データの訂正等求められた場合に、それらの求めが適正であると認められるときには、訂正等を行わなくてはならない。</li> </ul>
⑦ 苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情などの申出があった場合の適切かつ迅速な処理</li> <li>・苦情受付窓口の設置、苦情処理体制の策定等の体制整備</li> </ul>

※ 上記の厚生労働省ガイドラインに詳細が記載されていますので、ご確認ください。

# I 介護報酬算定上の留意点について

## (1) 居宅療養管理指導の内容 〈厚告19、老企36〉

訪問歯科診療を行った利用者又はその家族等に対して、当該訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該医療機関に勤務する歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、利用者の居宅を訪問して、利用者又はその家族の同意及び訪問診療の結果等に基づき作成した管理指導計画を利用者又はその家族等に対して交付するとともに、当該管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を1人の利用者に対して歯科衛生士等が一対一で行います。

## (2) 居宅でのサービス提供 〈厚告19〉

居宅療養管理指導は利用者の居宅において行われるもので、利用者の居宅以外で提供したサービスについて介護報酬を算定することはできません。

### 【ポイント】

- ・「居宅」には、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を含みます。

### 【指導事例】

- 短期入所生活介護の利用者に対し、居宅療養管理指導を行っていた。
- 介護保険施設（＝介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護養護型医療施設、介護医療院）の入所（院）者に対し、居宅療養管理指導を行っていた。

## (3) サービス提供のプロセス 〈老企36〉

歯科衛生士等の行う居宅療養管理指導は、次のアからキまでに掲げるプロセスを経ながら実施します。

- ア 利用者の口腔機能（口腔衛生、摂食・嚥下機能等）のリスクを、把握します（以下「口腔機能スクリーニング」という。）。
- イ 口腔機能スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握します（以下「口腔機能アセスメント」という。）。
- ウ 口腔機能アセスメントを踏まえ、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとに口腔衛生に関する事項（口腔内の清掃、有床義歯の清掃等）、摂食・嚥下機能に関する事項（摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等）、解決すべき課題に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載し、利用者の疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容や訪問頻度等の具体的な計画を含めた管理指導計画を作成します。また、作成した管理指導計画については、居宅療養管理指導の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ます。
- エ 管理指導計画に基づき、利用者に療養上必要な実地指導を実施するとともに、管理指導計画に実施上の問題（口腔清掃方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正します。
- オ 利用者の口腔機能に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、口腔機能のモニタリングを行い、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に対する報告を行います。なお、口腔機能のモニタリングにおいては、口腔衛生の評価、反復唾液嚥下テスト等から利用者の口腔機能の把握を行います。
- カ 利用者について、概ね3月を目途として、口腔機能のリスクについて、口腔機能スクリーニングを実施し、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に報告し、歯科医師による指示に基づき、必要に応じて管理指導計画の見直しを行います。なお、管理指導計画の見直しに当たっては、歯科医師その他の職種と共同して行います。

キ サービスの提供の記録において利用者ごとの管理指導計画に従い歯科衛生士等が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の居宅療養管理指導費の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はありません。

#### (4) 管理指導計画 <厚告19、老企36>

##### <管理指導計画の作成>

歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成します。

##### <管理指導計画の説明・同意・交付>

作成した管理指導計画については、居宅療養管理指導の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得た上で交付します。

##### <管理指導計画に基づく実地指導等の実施及び記録の作成>

利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行うとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録します。

##### <管理指導計画の進捗状況の評価及び計画の見直し>

利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直します。

#### (5) サービス提供にあたっての留意点 <老企36>

##### <歯科衛生士等について>

- ・歯科衛生士等は実地指導に係る記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存します。
- ・歯科衛生士等は指導の対象となった利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の開始及び終了時刻、指導の要点、解決すべき課題の改善等に関する要点、医療機関の歯科医師からの直接の指示、管理指導計画に係る助言等（以下「指示等」という。）、歯科医師の訪問診療に同行した場合には当該歯科医師の診療開始及び終了時刻及び担当者の署名を明記し、指示等を行った歯科医師に報告します。
- ・歯科衛生士等はサービス提供終了後、指示等を行った歯科医師に直接報告します。
- ・利用者の口腔機能の状態によっては、医療における対応が必要である場合も想定されることから、その疑いがある場合は、利用者又は家族等の同意を得て、指示を行った歯科医師、歯科医師を通した指定居宅介護支援事業者等への情報提供等の適切な措置を講じます。

##### <歯科医師について>

- ・当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師は、訪問診療の結果等に基づき指示した内容の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存します。
- ・管理指導計画に基づき、実際に実地指導を行う歯科衛生士等に対して指示等を行い、指示等の内容の要点を記載します。
- ・管理指導計画の見直しに当たっては、歯科衛生士等の報告を受け、歯科医師の訪問診療の結果等に基づき、指示した内容（療養上必要な実地指導の継続の必要性等）の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存します。
- ・なお、当該記載及び添付については、医療保険の診療録に記載及び添付することとしても差し支えありませんが、記載については、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別します。

#### (6) 算定上のルール <厚告19、老企36>

- ・1人の利用者について、1月に4回を限度として算定します。
- ・療養上必要な実地指導を1人の利用者に対して歯科衛生士等が一対一で20分以上行った場合に算定します。  
(請求明細書の摘要欄に当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師が訪問診療を行った日と歯科衛生士等の訪問日を記入します。)

- ・指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して3月以内に行われた場合に算定します。
- ・医療機関である居宅療養管理指導事業所に勤務する歯科衛生士等が、当該医療機関の歯科医師からの指示等を受け、居宅に訪問して実施した場合に算定します（当該医療機関に勤務している歯科衛生士等によりサービスの提供が行われていること）。
- ・歯科衛生士等が居宅療養管理指導を行った時間とは、実際に指導を行った時間をいうものであり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含みません。
- ・実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は算定できません。

#### 【指導事例】

- 療養上必要な実地指導等を20分以上行っていないにもかかわらず、居宅療養管理指導費を算定していた。
- 指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して3月を超えていたにもかかわらず、居宅療養管理指導費を算定していた。

#### (7) 単一建物居住者に対して行う場合 〈厚告19、老企36〉

居宅療養管理指導を行う場合、单一建物居住者の人数に従い、所定の単位数を算定します。

※居宅療養管理指導の利用者が居住する建築物に居住する者のうち、同一月の利用者数を「单一建物居住者の人数」という。

#### 【ポイント】

##### ◎「单一建物居住者」とは

- ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者
- イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている利用者

※ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を「单一建物居住者の人数」とみなすことができます。

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者 1人に対して行う場合       | 355単位 |
| (2) 単一建物居住者 2人以上9人以下に対して行う場合 | 323単位 |
| (3) 単一建物居住者 10人以上に対して行う場合    | 295単位 |

#### 【「单一建物居住者が1人の場合」を算定する場合】

- ・1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合
- ・居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該事業所が居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合
- ・当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該事業所が居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合

## (8) 特別地域における加算

[居宅療養管理指導](厚告19-5ホ注2) [介護予防居宅療養管理指導](厚告127-4ホ注2)

- 特別地域加算の対象地域（※1）に所在する場合であって、指定居宅療養管理指導事業所の医師又は歯科医師が、居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 神奈川県内の対象地域（※1）

山北町（三保、共和、清水）、清川村（宮ヶ瀬、煤ヶ谷）、相模原市緑区（鳥屋、青根、牧野）

## (9) 中山間地域等における小規模事業所に対する加算

[居宅療養管理指導](厚告19-5ホ注3)(老企36 第2-6(8)) [介護予防居宅療養管理指導](厚告127-4ホ注3)

- ① 別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（※2）に適合する指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の医師又は歯科医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算します。
- ② 延訪問回数は、前年度（3月を除く）の1月当たりの平均延訪問回数で算定します。
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数を用いることとなるため、4月目以降に算定が可能となります。
- ④ 3月平均で計算する場合は、毎月ごとに記録し、3月平均で所定の人数を上回った場合は、直ちに当該加算の取り下げの申請をしなければなりません。
- ⑤ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があります。

### 神奈川県内の対象地域（※1）

山北町（三保、共和、清水を除く）、湯河原町、清川村（宮ヶ瀬、煤ヶ谷を除く）、相模原市緑区（旧津久井町（鳥屋、青根を除く）、旧藤野町（牧野を除く））、南足柄市（旧北足柄村=内山、矢倉沢）、大井町（旧相和村=赤田、高尾、柳、篠窪）、松田町（旧寄村、旧松田町=松田町全域）、真鶴町

### 厚生労働大臣が定める施設基準（※2）

1月あたり延訪問回数が50回以下（介護予防居宅療養管理指導の場合は5回以下）の指定居宅療養管理指導事業所であること

## (10) 中山間地域等居住者へのサービス提供に対する加算

[居宅療養管理指導](厚告19-5ホ注4)(老企36 第2-6(9)) [介護予防居宅療養管理指導](厚告127-4ホ注4)

- 指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、指定（介護予防）居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算します。

※ 医科診療報酬点数表 C000 往診料の注4、C001 在宅患者訪問診療料の注9又は歯科診療報酬点数表 C000 歯科訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外されます。

※ 当該加算を算定する場合、利用者から別途交通費の支払いを受けることはできません。

### 神奈川県内の対象地域（※1）

山北町、湯河原町、清川村、相模原市緑区（旧津久井町、旧藤野町）、南足柄市（旧北足柄村=内山、矢倉沢）、大井町（旧相和村=赤田、高尾、柳、篠窪）、松田町（旧寄村、旧松田町=松田町全域）、真鶴町

## II 基準条例の制定について

- 従前、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等については、厚生省令及び厚生労働省令により全国一律の基準等が定められていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。いわゆる「第1次一括法」）及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」が改正され、各地方自治体において、当該基準等を条例で定めることとなり、神奈川県では、次のとおり当該基準等を定める条例を制定しました。

- 県内（指定都市及び中核市を除く。）に所在する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、これらの条例の施行日である平成25年4月1日から、条例に定められた基準等に従った事業運営を行わなければなりません。

### 【指定居宅療養管理指導に関する基準】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成25年神奈川県条例第20号。以下「居宅条例」という。)

### 【指定介護予防居宅療養管理指導に関する基準】

- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例  
(平成25年神奈川県条例第21号。以下「予防条例」という。)

### (参考)居宅条例及び予防条例の掲載場所

- 介護情報サービスサービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)  
→ライブラリ（書式／通知）  
→5. 国・県の通知  
→高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について  
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=686&topid=6>)  
→7. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
→8. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

### (参考)改正後の居宅条例及び予防条例の掲載場所

- 介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)  
→ライブラリ（書式／通知）  
→7. 条例・解釈通知等  
→高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について (H30.4.1)  
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=924&topid=9>)  
→10. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
→11. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

### III 運営基準について

居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導で、基準の内容が同じものは1つにまとめ、居宅療養管理指導の内容を記載しています。介護予防居宅療養管理指導の基準については適宜読み替えてください。

#### 1 サービス開始の前に

##### (1) 内容及び手続の説明及び同意 〈居宅条例第9条・予防条例第9条 準用〉

指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行わなければなりません。また、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

##### 【ポイント】

「利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書」(=重要事項説明書)に記載すべき事項としては次のようなものが想定されます。

ア 法人、事業所の概要(法人及び事業所の名称、事業所番号、併設サービスなど)

イ 従業者の職種、員数、勤務体制、職務の内容

ウ 営業日、営業時間

エ 利用料、その他の費用の額(利用者負担額及び交通費)

オ 通常の事業の実施地域

カ 事故発生時の対応

キ 苦情処理の体制(事業所担当者、市町村、国民健康保険団体連合会等の苦情相談窓口も記載する。)

ク その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項

(従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応など)

※ 重要事項を記した文書を交付して説明した際には、事業者として重要事項説明書を交付して説明したこと  
を記録するとともに、利用申込者が重要事項の内容に同意したこと及び当該文書の交付を受けたことが確認できるよう利用申込者の署名又は押印を得ることが望ましいです。

※ 重要事項を記した文書と運営規程の内容に齟齬がないようにしてください。

重要事項説明書と契約書は目的の異なる別の書類です。サービス提供の開始についての同意は、利用申込者及び事業者双方を保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容も含めて確認することが望ましいものと考えます。

##### 【指導事例】

- 重要事項説明書を利用申込者等に交付していなかった。(交付した記録が確認できなかった。)
- 契約書は作成されていたが、重要事項説明書が作成されていなかった。

##### (2) 提供拒否の禁止 〈居宅条例第10条・予防条例第10条 準用〉

正当な理由なく、居宅療養管理指導の提供を拒んではなりません。

##### 【ポイント】

・原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されています。

・提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次に掲げる事例が想定されています。

ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

イ その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難な場合

### (3) サービス提供困難時の対応 〈居宅条例第11条・予防条例第11条 準用〉

利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適當な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければなりません。

### (4) 受給資格等の確認 〈居宅条例第12条・予防条例第12条 準用〉

指定居宅療養管理指導の利用申込があった場合は、利用申込者の提示する被保険者証（介護保険）により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。

また、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するよう努めなければなりません。

### (5) 要介護認定の申請に係る援助 〈居宅条例第13条・予防条例第13条 準用〉

指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者について要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認するとともに、当該申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

また、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があることから、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

## 2 サービス開始にあたって

### (6) 心身の状況等の把握 〈居宅条例第14条・予防条例第14条 準用〉

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

### (7) 居宅介護支援事業者等との連携 〈居宅条例第69条・予防条例第69条 準用〉

指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

また、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

### (8) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 〈居宅条例第17条・予防条例第17条 準用〉

居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しなければなりません。

### 3 サービス提供時

#### (9) 身分を証する書類の携行 〈居宅条例第19条・予防条例第19条 準用〉

居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するように指導しなければなりません。

#### (10) サービスの提供の記録 〈居宅条例第20条・予防条例第20条 準用〉

指定居宅療養管理指導を提供したときは、提供したサービスの具体的な内容等（提供日時、訪問者、指導の内容、利用者の状況など）を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

### 4 サービス提供後

#### (11) 利用料等の受領 〈法第41条第8項、施行規則第65条、居宅条例第93条・予防条例第91条〉

- 法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供したときは、その利用者から利用者負担として、1割相当額の支払を受けなければなりません。
- 指定居宅療養管理指導の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付しなければなりません。なお、当該領収証には、要した費用につき、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。

#### 【ポイント】

- ア 利用者負担(1割相当額)を免除することは、介護保険制度の根幹を揺るがす行為であり、直ちに指定を取り消すこと等を検討すべき重大な基準とされています。
- イ 領収証には、利用者負担(1割相当額)とその他の費用の額を区分して記載する必要があります。また、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。なお、領収証及び請求書には、利用者が支払う利用料の内訳を把握することができるよう、サービスを提供した日や利用者負担(1割相当額)の算出根拠となる請求単位などを記載してください。

\*領収証の様式例

「介護保険制度下での居宅サービス等の対価にかかる医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号・平成18年12月1日老健局総務課企画法令係事務連絡）の別紙様式 参照

#### (12) 保険給付の請求のための証明書の交付 〈居宅条例第22条・予防条例第22条 準用〉

償還払いを選択している利用者から利用料の支払（10割全額）を受けた場合には、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他利用者が市町村に対する保険給付の請求を行う上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければなりません。

## 5 サービス提供時の注意点

### (13) 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針 〈居宅条例第94条〉

- ・指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行わなければなりません。
- ・指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

### (14) 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 〈居宅条例第95条〉

- ・指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行います。
- ・指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- ・指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切にサービスを提供します。
- ・利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、歯科医師に報告します。

### (15) 利用者に関する市町村への通知 〈居宅条例第27条・予防条例第24条 準用〉

- ・利用者が次の①又は②に該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。
  - 正当な理由なく指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 6 事業所運営

### (16) 管理者の責務 〈居宅条例第56条・予防条例第54条 準用〉

- ・管理者は、従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければなりません。
- ・管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければなりません。

### (17) 運営規程 〈居宅条例第96条・予防条例第92条〉

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（＝運営規程）を定めなければなりません。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間
- エ 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- オ その他運営に関する重要事項（従業者の研修、衛生管理、秘密保持、苦情対応、事故発生時の対応等）

## (18) 勤務体制の確保等 〈居宅条例第32条・予防条例第29条 準用〉

利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制を定め、当該事業所の居宅療養管理指導従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しなければなりません。

また、居宅療養管理指導従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければなりません。

## (19) 衛生管理等 〈居宅条例第33条・予防条例第30条 準用〉

居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなりません。

また、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければなりません。

## (20) 掲示 〈居宅条例第34条・予防条例第31条 準用〉

事業所の利用申込者が見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制、利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制など）を掲示しなければなりません。

### 【ポイント】

- ・掲示すべき内容は重要事項説明書に網羅されていますので、多くの事業所では重要事項説明書を掲示用に加工して掲示しています。
- ・重要事項説明書や運営規程の全てを掲示する必要はありません。（重要事項の概要が掲示されればよい）

→ 参考：（1）内容及び手続の説明及び同意 P4

## (21) 秘密保持等 〈居宅条例第35条・予防条例第32条 準用〉

従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

また、過去に従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置（従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用をする際に誓約させるなど）を講じなければなりません。

なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければなりません。

### 【ポイント】

- ・利用者の個人情報の使用は、サービス担当者会議において、居宅介護支援事業者や他のサービス事業者に対して利用者等に関する情報を提供する場合などが想定されます。このことについて、あらかじめ、利用者等に説明を行い、文書により利用者等から同意を得ておかなければなりません。
- ・個人情報を用いる場合の利用者及びその家族からの同意は、利用開始時に個人情報使用同意書をもらうなど、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで構いません。

→ 参考：個人情報保護について

## (22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 〈居宅条例第37条・予防条例第34条 準用〉

居宅介護支援事業者による居宅介護支援（居宅サービス事業者の紹介など）の公正中立性を確保するため、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することは禁止されています。

### 【ポイント】

- ・居宅介護支援事業者に対する利益供与は、介護保険制度の根幹を搖るがす行為であり、直ちに指定を取り消すこと等を検討すべき重大な基準とされています。

### (23) 苦情処理 〈居宅条例第38条・予防条例第35条 準用〉

- ・提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置、苦情を処理するために講ずる措置の概要を明示、他の必要な措置を講じなければならず、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなりません。
- ・利用者等が市町村に苦情を申し出た場合、市町村が行う調査等に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならず、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければなりません。
- ・利用者等が国民健康保険団体連合会に苦情を申し出た場合、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならず、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければなりません。

### (24) 市町村が実施する事業への協力 〈居宅条例第39条・予防条例第36条 準用〉

事業の運営に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければなりません。

#### 【ポイント】

「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。

### (25) 事故発生時の対応 〈居宅条例第40条・予防条例第37条 準用〉

#### 〈実際に事故が起きた場合〉

- ・市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならず、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。
- ・指定居宅療養管理指導の提供により発生した事故が賠償すべき事故である場合には、速やかに損害を賠償しなければなりません。

#### 〈事故の未然防止・再発防止〉

- ・事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- ・事故に至らなかつたが発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）や現状を放置しておくと事故に結びつく可能性が高い状況については、事前に情報収集を行い、未然防止のための対策を講じます。

### (26) 会計の区分 〈居宅条例第41条・予防条例第38条 準用〉

指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。

#### （参考）具体的な会計処理等の方法について

→「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）参照

#### (27) 記録の整備 <居宅条例第97条・予防条例第93条>

従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければなりません。

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

- ① 提供したサービスの具体的な内容等の記録 ⇒ (10) サービスの提供の記録 参照
- ② 利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⇒ (15) 利用者に関する市町村への通知 参照
- ③ 苦情の内容等の記録 ⇒ (23) 苦情処理 参照
- ④ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⇒ (25) 事故発生時の対応 参照

### IV 人員基準、設備基準について

#### 人員基準 <居宅条例第91条・予防条例第89条>

歯科衛生士、保健師、看護職員（看護師・准看護師）を適当事数配置します。

#### 設備基準 <居宅条例第92条・予防条例第90条>

病院又は診療所であって、事業の運営に必要な広さを確保するとともに、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければなりません。

## 個人情報保護について

平成 17 年 4 月から、個人情報保護法が施行され、介護保険事業者も個人情報保護法に沿って事業運営をしていかなければなりません。

具体的な取扱いのガイドラインは、厚生労働省が出しています。

※ 個人情報保護  
 ⇒消費者庁のホームページ  
<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/index.htm>

m1

ポイント	具体的な内容等
① 利用目的の特定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を取り扱うに当たり、利用目的を特定する。</li> <li>・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはいけない。</li> </ul>
② 適正な取得、利用目的の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。</li> <li>・あらかじめ利用目的を公表しておくか、個人情報取得後、速やかに利用目的を本人に通知又は公表する。                      →公表方法（例：事業所内の掲示、インターネット掲載）                      通知方法（例：契約の際に文書を交付するなど）</li> </ul>
③ 正確性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人データを正確かつ最新の内容に保つ。</li> </ul>
④ 安全管理・従業員等の監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人データの漏えい等の防止のための安全管理措置                      →個人情報保護に関する規程の整備、情報システムの安全管理に関する規程の整備、事故発生時の報告連絡体制の整備、入退館管理の実施、機器の固定、個人データへのアクセス管理</li> <li>・従業者に対する適切な監督</li> <li>・個人データ取扱を委託する場合は、委託先に対する監督</li> </ul>
⑤ 第三者への提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個別データを提供してはならない。</li> </ul>
⑥ 本人からの請求への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から保有個人データの開示を求められたときには、当該データを開示しなくてはならない。</li> <li>・本人から保有個人データの訂正等求められた場合に、それらの求めが適正であると認められるときには、訂正等を行わなくてはならない。</li> </ul>
⑦ 苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情などの申出があった場合の適切かつ迅速な処理</li> <li>・苦情受付窓口の設置、苦情処理体制の策定等の体制整備</li> </ul>

※ 上記の厚生労働省ガイドラインに詳細が記載されていますので、ご確認ください。

居宅系サービス： 神奈川県 高齢福祉課(居宅系)行き FAX:045-210-8866  
施設系サービス： 神奈川県 高齢福祉課(施設系)行き FAX:045-210-8874

## 平成30年度 介護保険指定事業者等指導講習会 質問用紙

事業所番号	1	4										
事業所名												
担当者名												
連絡先 (TEL/FAX)	TEL:	—	—									
	FAX:	—	—									

質問の 対象サービス (該当に○)     	【居宅系サービス】 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション ・ 通所介護 ・ 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 ・ 特定福祉用具販売
	【施設系サービス】 介護老人福祉施設/短期入所生活介護 ・ 介護老人保健施設/短期入所療養介護 ・ 特定施設入居者生活介護
	その他

【質問内容】(受講日： 月 日)